

奈良市公報

号外第2号

平成31年3月告示

令和2年1月27日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務カシス課長
制作 株式会社 明新社

目次

告示

○予防接種の実施の一部改正……………2	○生活保護法の規定による施術者の指定……………8
○生活保護法の規定による施術者の指定……………2	○放置自転車等の保管……………9
○平成31年度の土地価格等縦覧帳簿等の縦覧期間等……………2	○開発行為に関する工事の完了……………9
○障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機関の指定……………2	○差押調書の公示送達……………9
○道路の区域変更(2件)……………2	○平成31年度奈良市一般会計予算等の要領……………9
○道路の供用開始……………3	○平成30年度奈良市一般会計補正予算等の要領……………25
○介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定……………3	○金融機関の指定の一部改正……………37
○放置自転車等の保管……………3	○都市計画道路事業の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの公衆縦覧……………37
○放置自転車等の処分……………3	○開発行為に関する工事の完了……………37
○障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機関の指定……………4	○放置自転車等の保管……………37
○放置自転車等の保管……………4	○農用地利用集積計画の決定……………37
○障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定……………4	○平成31・32年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格審査申請要領(追加受付)……………37
○障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者の指定……………4	○歴史的風致形成建築物の指定……………39
○障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止……………4	○奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示……………39
○障害者総合支援法に規定する指定一般相談支援事業者の廃止……………5	○指定管理者の指定……………40
○障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定(更新)……………5	○開発行為に関する工事の完了……………40
○障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者の指定(更新)……………6	○町の区域の変更案の公示(2件)……………40
○児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業者の指定……………6	○奈良市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修工事補助金交付要綱の一部を改正する告示……………41
○住居番号の設定……………6	○奈良市幼保連携型認定こども園の認可等に関する要綱の一部を改正する告示……………41
○平成30年度市・県民税納税通知書の公示送達……………6	○奈良市私立幼稚園運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示……………41
○放置自転車等の保管……………6	○市道路線の認定……………41
○開発行為に関する工事の完了……………7	○道路の区域変更……………42
○放置自転車等の保管……………7	○道路の供用開始……………42
○収納事務の委託……………7	○奈良市子どものための教育・保育給付に係る支給認定等に関する要綱の一部を改正する告示……………42
○開発行為に関する工事の完了……………7	○奈良市エンゼルサポート事業実施要綱の一部を改正する告示……………45
○放置自転車等の保管……………7	○奈良市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する告示……………47
○生活保護法の規定による医療機関の指定……………8	○介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の廃止……………47
○観光案内所の開館時間の変更……………8	○奈良市地域自治協議会立ち上がり支援交付金交付要綱……………47
○督促状の公示送達……………8	○奈良市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金交付要綱……………48
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………8	○奈良市保育士試験による資格取得支援事業補助金交付要綱……………52
	○奈良市私立幼稚園2歳児受入推進事業補助金交付要綱の

一部を改正する告示……………53
 ○奈良市幼連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等に関する要綱……………54
 ○奈良市配食サービス実施要綱の一部を改正する告示…57
 ○奈良市国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収猶予に関する取扱要綱の一部を改正する告示……………57
 ○奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係規程の整備に関する告示……………57

正 誤

○正誤表……………57

告 示

奈良市告示第94号

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
尾形 秀明		はり・きゅう	平成31年2月5日
おがた治療院 鍼灸	奈良県奈良市西登美ヶ丘五丁目12-3		

(平成31年3月1日揭示済)

奈良市告示第96号

平成31年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について、縦覧の場所及び縦覧の期間等を、地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第3項及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第85条第2項の規定により公示します。

平成31年3月1日

奈良市長 仲川 元庸

- 縦覧の場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 東棟2階 資産税課
- 縦覧の期間

平成30年奈良市告示第205号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成31年3月1日

奈良市長 仲川 元庸

次のよう省略

(平成31年3月1日揭示済)

奈良市告示第95号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成31年3月1日

奈良市長 仲川 元庸

平成31年4月1日から平成31年5月7日まで
ただし、土曜日、日曜日及び休日は除く。

3 縦覧の時間

午前9時から午後5時まで

(平成31年3月1日揭示済)

奈良市告示第97号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき告示します。

平成31年3月1日

奈良市長 仲川 元庸

指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名
平成31年3月1日	自分薬局 阪奈西大寺	奈良市菅原東二丁目18-19	株式会社 NOL 代表取締役 吉川 晃之祐

(平成31年3月1日揭示済)

奈良市告示第98号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成31年3月1日

奈良市長 仲川 元庸

路線名	区 間	変 更	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
		前 後 別			
中部第1500号線	奈良市西大寺南町4番3地先から	前	28.0	75.0	
	奈良市西大寺国見町一丁目2326番3地先まで	後	7.0~103.0	209.1	

(平成31年3月1日揭示済)

奈良市告示第99号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管

理課において一般の縦覧に供します。
平成31年3月1日

奈良市長 仲川元庸

路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
西部第1157号線	奈良市中町4790番1先から 奈良市中町4814番先まで	前	16.4~20.0	20.2	
		後	16.2~16.4	20.2	

(平成31年3月1日揭示済)

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成31年3月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第100号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始します。

路線名	区間	延長(m) 幅員(m)	備考
西部第1157号線	奈良市中町4790番1先から 奈良市中町4814番先まで	L=20.2 W=16.2~16.4	

(平成31年3月1日揭示済)

ビス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定しましたので、同法第78条第1号、第85条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示します。

平成31年3月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第101号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項、第46条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サ-

事業者番号	事業所		事業者		指定年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970108102	奈良市菅野台 16番3-7号	支援センター こすもす	奈良市菅野台 16番3-7号	合同会社 雅こすもす会	平成31年3月1日
2970108110	奈良市疋田町 三丁目2番地の17 ハイツ金澤202号	合同会社 DAYS	奈良市疋田町 三丁目2番地の17 ハイツ金澤202号	合同会社 DAYS	平成31年3月1日

(平成31年3月1日揭示済)

- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
 - ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
 - イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 8 連絡先
奈良市市民生活部 交通政策課
電話0742-34-1111代表

(平成31年3月4日揭示済)

奈良市告示第102号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成31年3月4日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成31年3月3日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288番地の1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

奈良市告示第103号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(昭和59年奈良市規則第35号)第5条の規定により告示します。

平成31年3月4日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 処分の根拠
告示日から60日経過したにもかかわらず、引取りがな
いたため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288番地の1
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日
平成31年3月4日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日
平成30年8月3日、同月6日、同月9日、同月10日、

同月12日、同月17日、同月21日、同月23日及び同月27日
(平成31年3月4日揭示済)

奈良市告示第104号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた
めの法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する
指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、
同法第69条第1号の規定に基づき告示します。
平成31年3月4日

奈良市長 仲川 元庸

指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名
平成31年3月1日	ならまち薬局	奈良市小西町25-1 ファインフラツ 奈良ザ・レジデンス1階	株式会社 中央薬局 代表取締役 菅原 喜規

(平成31年3月4日揭示済)

奈良市告示第105号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良
市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域
内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し
たので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成31年3月5日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成31年3月5日
- 1 指定年月日 平成31年2月16日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺、近鉄菖蒲池駅周
辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成31年3月5日揭示済)

奈良市告示第106号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた
めの法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する
指定障害福祉サービス事業者を指定しましたので、同法第
51条第1号の規定に基づき告示します。

平成31年3月6日

奈良市長 仲川 元庸

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910102967	株式会社ライフ イノベーション	630-8452	奈良県奈良市北 之庄西町二丁目 8番地の13	ライフイノベ ーション油阪事業 所	630-8247	奈良県奈良市油 阪町446-17	就労継続 支援B型

(平成31年3月6日揭示済)

奈良市告示第107号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた
めの法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号

- 1 指定年月日 平成31年3月1日

に規定する指定特定相談支援事業者を指定しましたので、
同法第51条の30第2項第1号の規定に基づき告示します。

平成31年3月6日

奈良市長 仲川 元庸

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2930100793	エンジェルハー ト株式会社	630-8141	奈良県奈良市南 京終町1丁目 183番地の22	エンジェルハー ト	630-8053	奈良県奈良市七 条一丁目36-45 -103	計画相談 支援

(平成31年3月6日揭示済)

奈良市告示第108号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた
めの法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する
指定障害福祉サービス事業者を廃止しましたので、同法第

51条第2号の規定に基づき告示します。

平成31年3月6日

奈良市長 仲川 元庸

1 廃止年月日 平成31年2月15日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910101993	有限会社キョウワ	619-0216	京都府木津川市州見台8-4-26	ハーモニーケアサービス	630-8424	奈良県奈良市古市町2039番地	生活介護
2910102074	株式会社ライフイノベーション	630-8452	奈良県奈良市北之庄西町二丁目8-13	ライフイノベーション北之庄事業所	630-8452	奈良県奈良市北之庄西町二丁目8-13	就労継続支援B型

2 廃止年月日 平成31年2月28日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910101951	特定非営利活動法人奈良県社会就労事業振興センター	630-8114	奈良県奈良市芝辻町二丁目11番16号 圭真ビル102	office K	630-8114	奈良県奈良市芝辻町二丁目11番16号 圭真ビル102	就労継続支援A型

(平成31年3月6日揭示済)

の法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者を廃止しましたので、同法第51条の30第1項第2号の規定に基づき告示します。

平成31年3月6日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市告示第109号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため

1 廃止年月日 平成31年2月15日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2930100231	有限会社キョウワ	619-0216	京都府木津川市州見台8-4-26	ハーモニーケアサービス	630-8115	奈良県奈良市南宮終町二丁目322番9	地域移行支援 地域定着支援

(平成31年3月6日揭示済)

の法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定（更新）しましたので、同法第51条第1号の規定に基づき告示します。

平成31年3月6日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市告示第110号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため

事業所番号	申請者－名称	申請者－郵便番号	申請者－住所	事業所－名称	事業所－郵便番号	事業所－住所	サービス種類	指定更新日	指定有効期限
2910101894	株式会社ハートケア	631-0061	奈良県奈良市三碓三丁目3番32号ジョイハウスA棟102号	株式会社ハートケア	631-0061	奈良県奈良市三碓三丁目3番32号ジョイハウスA棟102号	居宅介護	平成31年1月1日	平成36年12月31日
2920100209	特定非営利活動法人みつわ会	630-8441	奈良県奈良市神殿町630番地の6	グループホームあかり	630-8453	奈良県奈良市西九条町三丁目7-27	共同生活援助	平成31年1月1日	平成36年12月31日
2920100217	社会福祉法人ぷろぼの	630-8115	奈良県奈良市大宮町三丁目5-39第3やまと建設ビル201号	GHぷろぼの	630-8357	奈良県奈良市杉ヶ町35番さやか杉ヶ町マンション301号	共同生活援助	平成31年2月1日	平成37年1月31日

2910100847	株式会社 優花	631-0837	奈良県奈良市若葉台1-7-1	優花訪問 介護ス テーショ ン	631-0837	奈良県奈良市若葉台1-7-1	居宅介護	平成31年 3月1日	平成37年 2月28日
2910100847	株式会社 優花	631-0837	奈良県奈良市若葉台1-7-1	優花訪問 介護ス テーショ ン	631-0837	奈良県奈良市若葉台1-7-1	重度訪問 介護	平成31年 3月1日	平成37年 2月28日

(平成31年3月6日揭示済)

奈良市告示第111号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号

に規定する指定特定相談支援事業者を指定（更新）しましたので、同法第51条の30第2項第1号の規定に基づき告示します。

平成31年3月6日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	申請者－ 名称	申請者－ 郵便番号	申請者－ 住所	事業所－ 名称	事業所－ 郵便番号	事業所－ 住所	サービス種 類	指定 更新日	指定 有効期限
2930100447	株式会社 サンケア	631-0041	奈良県奈良市学園大和町一丁目304番地	サンケア ・アシ スト	631-0041	奈良県奈良市学園大和町一丁目304番地	計画相談 支援	平成31年 2月1日	平成37年 1月31日

(平成31年3月6日揭示済)

奈良市告示第112号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項

第1号に規定する指定障害児相談支援事業者を指定しましたので、同法第24条の37第1号の規定に基づき告示します。

平成31年3月6日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	申請者－ 名称	申請者－ 郵便番号	申請者－ 住所	事業所－ 名称	事業所－ 郵便番号	事業所－ 住所	サービス種 類	指定 更新日	指定 有効期限
2970100455	株式会社 サンケア	631-0041	奈良県奈良市学園大和町一丁目304番地	サンケ ア・アシ スト	631-0041	奈良県奈良市学園大和町一丁目304番地	障害児相 談支援	平成31年 2月1日	平成37年 1月31日

(平成31年3月6日揭示済)

奈良市告示第113号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条第4項の規定により告示します。

平成31年3月6日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成31年3月6日揭示済)

奈良市告示第114号

平成30年度市・県民税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は財務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

平成31年3月8日

奈良市長 仲川元庸

1	この通知書の発送年月日	別紙のとおり
2	送達を受けるべき者	別紙のとおり

別紙省略

(平成31年3月8日揭示済)

奈良市告示第115号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成31年3月11日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成31年3月8日
- 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺、近鉄平城駅及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成31年3月11日揭示済)

奈良市告示第116号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成31年3月11日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号
平成30年9月5日 奈良市指令整開 第18A-23号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成31年3月11日 第1674号
公共施設 平成31年3月11日 第817号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市高畑町181番4
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市藤ノ木台四丁目6番20号
株式会社 日本中央住販 代表取締役 谷手 善紀
- 公共施設の種類、位置及び区域
 - 道路
奈良市高畑町181番4の一部
 - 下水道
奈良市高畑町181番4の一部
 - 公園
奈良市高畑町181番4の一部
 - 調整池
奈良市高畑町181番4の一部(平成31年3月11日揭示済)

奈良市告示第117号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成31年3月11日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 - 移動年月日
平成31年3月11日
 - 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺、近鉄高の原駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略
-
- (平成31年3月11日揭示済)

奈良市告示第118号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成31年3月14日

奈良市長 仲川元庸

1 受託者・収納事務

受託者	収納事務
東京都千代田区一番町25番地 地方公共団体情報システム機構	戸籍謄抄本交付手数料 戸籍の附票の写し交付手数料 住民票の写し交付手数料 印鑑登録証明書交付手数料 課税（非課税）証明書交付手数料

2 委託期間

平成31年3月3日から平成31年3月31日まで
(平成31年3月14日揭示済)

奈良市告示第119号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成31年3月14日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号
平成30年11月9日 奈良市指令整開 第18A-34号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成31年3月14日 第1675号
公共施設 平成31年3月14日 第818号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市柳生町80番11、117番3の各一部及び119番1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市柳生下町238番地
柳生郵便局 局長 武野 ゆかり
- 公共施設の種類、位置及び区域
 - 道路
奈良市柳生町117番3の一部(平成31年3月14日揭示済)

奈良市告示第120号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成31年3月14日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成31年3月14日
- 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成31年3月14日揭示済)

奈良市告示第121号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成31年3月14日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
ふるや糖尿病・甲状腺クリニック	奈良県奈良市菅原東二丁目18番19号	平成31年3月7日
自分薬局 阪奈西大寺	奈良県奈良市菅原東二丁目18番19号	平成31年3月7日

(平成31年3月14日揭示済)

奈良市告示第122号

奈良市観光案内所規則（平成21年奈良市規則第60号）第6条第2項の規定により、次のとおり観光案内所の開館時間を変更します。

平成31年3月15日

奈良市長 仲川元庸

1 開館時間の変更

平成31年4月1日から平成32年3月31日までの開館時間を次のとおりとする。

施設名	開館時間
奈良市観光センター	午前9時から午後6時まで

1 この督促状の発送年月日及び納期限

調定年度及び税目	期別	発送年月日	納期限
平成30年度市県民税（普通徴収）	4期	平成31年2月20日	平成31年3月4日

2 送達を受けるべき者

省略

(平成31年3月15日揭示済)

奈良市告示第124号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成31年3月19日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成31年3月7日
名称	主たる事務所の所在地		
自分薬局 阪奈西大寺	奈良県奈良市菅原東二丁目18番19号		
株式会社NOL	奈良県生駒市緑ヶ丘1452-5		

(平成31年3月19日揭示済)

奈良市告示第125号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規

定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成31年3月19日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		

山口 誠			
訪問マッサージ祥あん	奈良県奈良市東登美ヶ丘一丁目5番16-1号	あんま	平成31年3月4日
(平成31年3月19日揭示済)		(2) 下水道 奈良市四条大路三丁目979番1の一部 (平成31年3月19日揭示済)	
奈良市告示第126号 奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。 平成31年3月19日 奈良市長 仲川 元庸		奈良市告示第128号 国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。 なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。 平成31年3月19日 奈良市長 仲川 元庸	
1 移動理由 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。		1 送達をすべき文書 差押調書（謄本）	
2 移動年月日 平成31年3月19日		2 送達を受けるべき者 省略	
3 移動対象区域 近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅周辺、近鉄西大寺駅周辺及び近鉄西ノ京周辺自転車等放置禁止区域 以下省略 (平成31年3月19日揭示済)		(平成31年3月19日揭示済)	
奈良市告示第127号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。 なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。 平成31年3月19日 奈良市長 仲川 元庸		奈良市告示第129号 平成31年奈良市議会3月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。 平成31年3月22日 奈良市長 仲川 元庸	
1 許可の年月日及び番号 平成30年7月13日 奈良市指令整開 第18A-17号 平成30年10月15日 奈良市指令整開 第18A-17-1号 平成30年12月26日 奈良市指令整開 第18A-17-2号		1 平成31年度奈良市一般会計予算	
2 検査済証の交付年月日及び番号 開発行為 平成31年3月19日 第1676号 公共施設 平成31年3月19日 第819号		2 平成31年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計予算	
3 開発区域に含まれる地域 奈良市四条大路三丁目979番1、979番3の各一部及び981番9		3 平成31年度奈良市国民健康保険特別会計予算	
4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 奈良市大宮町五丁目3番14不動産ビル1階 株式会社 日本ハウスホールディングス 奈良支店 支店長 中井 康晴		4 平成31年度奈良市土地区画整理事業特別会計予算	
5 公共施設の種類の種類、位置及び区域 (1) 道路 奈良市四条大路三丁目979番1、979番3及び981番9の各一部		5 平成31年度奈良市市街地再開発事業特別会計予算	
		6 平成31年度奈良市公共用地取得事業特別会計予算	
		7 平成31年度奈良市介護保険特別会計予算	
		8 平成31年度奈良市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算	
		9 平成31年度奈良市後期高齢者医療特別会計予算	
		10 平成31年度奈良市病院事業会計予算	
		11 平成31年度奈良市水道事業会計予算	
		12 平成31年度奈良市下水道事業会計予算	

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額	額
1. 市	税		千円 53,318,037
	1. 市民税	税	26,513,790
	2. 固定資産税	税	20,099,267
	3. 軽自動車税	税	628,484
	4. 市たばこ税	税	1,725,212
	5. 入湯税	税	28,718
	6. 事業所税	税	948,764
2. 地方譲与	7. 都市計画税	税	3,373,802
	税		847,000
	1. 地方揮発油譲与税	税	230,000
3. 利子割交付金	2. 自動車重量譲与税	税	590,000
	3. 森林環境譲与税	税	27,000
			180,000
4. 配当割交付金	1. 利子割交付金	金	180,000
			850,000
5. 株式等譲渡所得割交付金	1. 配当割交付金	金	850,000
			900,000
6. 地方消費税交付金	1. 株式等譲渡所得割交付金	金	900,000
			6,500,000
7. ゴルフ場利用税交付金	1. 地方消費税交付金	金	6,500,000
			300,000
	1. ゴルフ場利用税交付金	金	300,000

平成31年度奈良市一般会計予算

平成31年度奈良市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ133,790,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、26,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

款	項	金額 千円
17. 県	支出金	8,807,875
	1. 県	5,559,270
	2. 県	1,667,268
	3. 県	297,224
	4. 県	1,284,113
18. 財	産収入	310,987
	1. 財	131,214
	2. 財	179,773
19. 寄	附金	302,500
	1. 寄	302,500
20. 繰	入金	576,144
	1. 特	8,120
	2. 基	568,024
21. 諸	収入	3,368,103
	1. 延	230,000
	2. 預	504
	3. 貸	957,683
	4. 雑	2,179,916
22. 市	債	13,203,200
	1. 市	13,203,200
歳入合計		133,790,000

款	項	金額 千円
8. 自	動車取得税交付金	140,000
	1. 自	140,000
9. 環	境性能割交付金	50,000
	1. 環	50,000
10. 国	有提供施設等所在 市町村助成交付金	3,003
	1. 国	3,003
11. 地	方特例交付金	520,000
	1. 地	270,000
	2. 子	250,000
12. 地	方交 付 税	13,400,000
	1. 地	13,400,000
13. 交	通安全対策特別交付金	50,000
	1. 交	50,000
14. 分	担金及び負担金	1,091,753
	1. 分	9,916
	2. 負	1,081,837
15. 使	用料及び手数料	2,405,027
	1. 使	1,698,707
	2. 手	706,320
16. 国	庫支 出 金	26,666,371
	1. 国	18,969,718
	2. 国	1,912,860
	3. 国	134,885
	4. 国	5,648,908

款	項	金額
6. 農林水産業費		508,343
	1. 農林費	508,343
7. 商工費		1,765,061
	1. 商工費	1,765,061
8. 観光費		898,506
	1. 観光費	898,506
9. 土木費		12,081,664
	1. 土木管理費	122,327
	2. 道路橋梁費	3,228,101
	3. 河川費	761,864
	4. 都市計画費	5,869,056
	5. 下水道費	1,623,611
6. 住宅費	476,705	
10. 消防費		3,775,472
11. 教育費		3,775,472
	1. 教育総務費	10,386,582
	1. 教育総務費	2,454,068
	2. 小学校費	1,522,419
	3. 中学校費	682,671
	4. 高等学校費	1,002,165
	5. 幼稚園費	671,543
	6. 社会教育費	1,372,087
	7. 保健体育費	2,681,629

歳出	款	項	金額
1. 議会費			689,117
	1. 議会費		689,117
2. 総務費			13,862,433
	1. 総務管理費		9,974,169
	2. 企画費		1,617,231
	3. 徴税費		1,270,145
	4. 戸籍住民基本台帳費		580,147
	5. 選挙費		305,608
	6. 統計調査費		37,155
3. 民生費			77,978
	7. 監査委員費		77,978
			60,175,313
	1. 社会福祉費		26,345,365
	2. 児童福祉費		20,510,758
	3. 生活保護費		13,109,837
	4. 国民年金事務費		209,353
4. 衛生費			11,770,231
	1. 保健衛生費		3,699,876
	2. 保健所費		1,872,937
	3. 清掃費		5,632,197
5. 労働費			565,221
	4. 上水道費		565,221
			123,050
1. 労働諸費			123,050

第2表 債務負担行為

1. 新規分

款	項	金額
12. 災害復旧費	農林水産業施設 災害復旧費	46,000
	1. 農林水産業施設 災害復旧費	14,000
13. 公債費	2. 土木施設災害復旧費	32,000
	1. 公債費	17,502,610
14. 諸支出金	1. 公債費	17,502,610
	1. 諸支出金	155,618
	1. 地元公共事業基金	144,218
15. 予備費	2. 財政調整基金	5,000
	3. 減債基金	6,400
	1. 予備費	50,000
歳出合計		133,790,000

事	項	期間	限度額
共通基盤・総合システム導入経費		平成31年度から 平成36年度まで	1,074,474 千円
次期総合計画策定支援業務委託		平成31年度から 平成32年度まで	9,000
コミュニティバス運行業務委託		平成31年度から 平成32年度まで	13,000
税額通知書印刷等経費		平成31年度から 平成32年度まで	15,000
児童手当業務委託		平成31年度から 平成33年度まで	59,076
登美ヶ丘地域ほか2地域における地域子育て支援拠点事業委託		平成31年度から 平成34年度まで	60,576
都南地域ほか2地域における地域子育て支援拠点事業委託		平成31年度から 平成34年度まで	54,576
子ども園給食調理業務委託		平成31年度から 平成32年度まで	92,000
子ども園給食食材調達経費		平成31年度から 平成32年度まで	2,000
保育園給食食材調達経費		平成31年度から 平成32年度まで	2,000
私立保育所施設整備費補助事業		平成31年度から 平成32年度まで	2,659
私立認定子ども園施設整備費補助事業		平成31年度から 平成32年度まで	93,763
市営墓地清掃業務委託		平成31年度から 平成32年度まで	3,600
がん検診受診券印刷等経費		平成31年度から 平成32年度まで	3,600
家庭系ごみ収集運搬業務委託		平成31年度から 平成36年度まで	287,000
最終処分地浸出水処理用薬品購入経費		平成31年度から 平成32年度まで	30,000
最終処分地濃縮塩運搬処理業務委託		平成31年度から 平成32年度まで	75,000
環境清美工場焼却炉管理用薬品購入経費		平成31年度から 平成32年度まで	77,000
環境清美工場ごみ投入クレーン運転管理業務委託		平成31年度から 平成32年度まで	25,500

第3表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎等施設整備事業	25,800	普通貸借 又 債券発行	50%以内(利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
文化振興施設整備事業	105,700	〃	〃	〃
スポーツ施設整備事業	40,000	〃	〃	〃
福祉施設整備事業	563,000	〃	〃	〃
保健衛生施設整備事業	1,820,900	〃	〃	〃
清掃施設整備事業	339,200	〃	〃	〃
土地基盤整備事業	19,200	〃	〃	〃
治山事業	8,100	〃	〃	〃
商工施設整備事業	14,000	〃	〃	〃
観光施設整備事業	3,400	〃	〃	〃
道路事業	1,699,700	〃	〃	〃
河川事業	587,000	〃	〃	〃
都市計画事業	2,088,700	〃	〃	〃
公営住宅建設事業	78,400	〃	〃	〃
消防施設整備事業	61,000	〃	〃	〃
義務教育施設整備事業	447,300	〃	〃	〃
高等学校施設整備事業	7,400	〃	〃	〃
幼稚園施設整備事業	2,000	〃	〃	〃
社会教育施設整備事業	56,100	〃	〃	〃
災害復旧事業	36,300	〃	〃	〃
臨時財政対策	5,200,000	〃	〃	〃
計	13,203,200			

事項	期間	限度額 千円
環境清美工場焼却灰等運搬業務委託	平成31年度から平成32年度まで	16,000
環境清美工場重機賃借料	平成31年度から平成32年度まで	5,000
環境清美工場ばい煙等測定分析手数料	平成31年度から平成32年度まで	8,400
環境清美工場排ガス等ダイオキシン類測定分析手数料	平成31年度から平成32年度まで	5,400
衛生浄化センター浄化処理用薬品購入経費	平成31年度から平成32年度まで	19,500
衛生浄化センター放流水水質検査等手数料	平成31年度から平成32年度まで	2,500
起業家支援業務委託	平成31年度から平成33年度まで	38,000
景観計画・屋外広告物基準改正調査業務委託	平成31年度から平成32年度まで	6,000
空き家総合窓口業務委託	平成31年度から平成34年度まで	7,875
住宅管理システム導入経費	平成31年度から平成36年度まで	25,962
感染症廃棄物収集運搬手数料	平成31年度から平成32年度まで	1,100
奈良市・生駒市高機能消防指令センター保守業務委託	平成31年度から平成37年度まで	302,497
帯解小学校及び柳生小学校・郡南中学校及び興東館柳生中学校スクールバス運行業務委託	平成31年度から平成32年度まで	15,500
埋蔵文化財調査センター清掃業務委託	平成31年度から平成32年度まで	1,381
学校給食献立印刷経費	平成31年度から平成32年度まで	1,900
学校給食調理員等検便手数料	平成31年度から平成32年度まで	1,200
東部地域学校給食食材配送業務委託	平成31年度から平成32年度まで	4,700
京奈駅観光案内所運営委託	平成31年度から平成40年度まで	契約に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市立柳生診療所ほか4施設の管理に要する経費	平成31年度から平成35年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市大安寺西地域ふれあい会館の管理に要する経費	平成31年度から平成35年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市東里地域ふれあい会館の管理に要する経費	平成31年度から平成35年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1. 諸収入		8,900 千円
	1. 雑入	8,900
歳入	合計	8,900

歳出

款	項	金額
1. 住宅新築資金等貸付事業費		6,775 千円
	1. 総務管理費	6,775
2. 公債費		2,125
	1. 公債費	2,125
歳出	合計	8,900

平成31年度奈良市住宅新築資金等
貸付金特別会計予算

平成31年度奈良市の住宅新築資金等貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,900千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1. 国民健康保険料		7,115,668
2. 使用料及び手数料	1. 国民健康保険料	7,115,668
3. 国庫支出金	1. 手数料	120
4. 県支出金	1. 国庫補助金	30,000
5. 財産収入	1. 国庫補助金	26,256,027
6. 雑収入	1. 県補助金	26,256,027
7. 諸収入	1. 財産運用収入	3,302
	1. 一般会計繰入金	3,302
	1. 延滞金及び過料	2,522,611
	2. 雑収入	2,522,611
	3. 療養費等指定公費返還金	72,272
		101
		67,371
		4,800
	歳入合計	36,000,000

平成31年度奈良市国民健康保険
特別会計予算

平成31年度奈良市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36,000,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第2表 債務負担行為

1. 新規分

款	項	金額
1. 総務費	1. 総務管理費	427,689
	2. 賦課徴収費	332,773
	3. 運営協議会費	94,210
2. 保険給付費	1. 給付諸費	706
		26,063,314
3. 事業費納付金		26,063,314
	1. 医療給付金	9,115,000
	2. 後期高齢者支援金	6,122,000
4. 共同事業拠出金	1. 事業費納付金	2,206,000
	2. 介護納付金	787,000
	3. 介護費納付金	30
5. 保健事業費	1. 共同事業拠出金	30
		354,579
6. 基金積立金	1. 特定健康診査等事業費	290,601
	2. 保健事業費	63,978
7. 諸支出金	1. 基金積立金	3,302
		3,302
歳出合計	1. 還付及び還付加算金	36,086
	2. 療養費等指定公費立替金	31,286
歳出合計		4,800
歳出合計		36,000,000

事	項	期間	限度額
国民健康保険証印刷等経費		平成31年度から平成32年度まで	4,400 千円
国民健康保険料通知書印刷等経費		平成31年度から平成32年度まで	6,200
国民健康保険料債権回収等業務委託		平成31年度から平成32年度まで	9,000
特定健康診査受診券印刷等経費		平成31年度から平成32年度まで	2,000

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1. 国庫支出金		1,756,855
	1. 国庫交付金	1,756,855
2. 保留地処分金収入		320,000
	1. 保留地処分金収入	320,000
3. 雑収入		381,277
	1. 一般会計繰入金	381,277
4. 諸収入		868
	1. 雑収入	868
5. 市債		1,915,000
	1. 市債	1,915,000
歳入合計		4,374,000

歳出

款	項	金額
1. 西大寺駅南地区土地区画整理事業費		2,964,000
	1. 西大寺駅南地区土地区画整理事業費	2,964,000
2. J R奈良駅南地区土地区画整理事業費		871,600
	1. J R奈良駅南地区土地区画整理事業費	871,600
3. 公債費		538,400
	1. 公債費	538,400
歳出合計		4,374,000

平成31年度奈良市土地区画整理事業特別会計予算

平成31年度奈良市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,374,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事	項	期 間	限 度 額
大和寺駅南口駅前広場整備		平成31年度から 平成32年度まで	千円 2200000

平成31年度奈良市市街地再開発
事業特別会計予算

平成31年度奈良市の市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ161,800千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第3表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
西大寺駅南地区 土地区画整理事業	千円 1,361,400	普通貸借 又は 債券発行	5.0%以内(利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができ。
JR奈良駅南地区 土地区画整理事業	553,600	〃	〃	〃
計	1,915,000			

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 繰入金		161,800 <small>千円</small>
	1. 一般会計繰入金	161,800
歳入	合計	161,800

平成31年度奈良市公共用地
取得事業特別会計予算

平成31年度奈良市の公共用地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33,500千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳出

款	項	金額
1. 公債費		161,800 <small>千円</small>
	1. 公債費	161,800
歳出	合計	161,800

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 繰入金	金	33,500 千円
	1. 一般会計繰入金	33,500
歳入	合計	33,500

平成31年度奈良市介護保険

特別会計予算

平成31年度奈良市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,790,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳出

款	項	金額
1. 公債費	金	33,500 千円
	1. 公債費	33,500
歳出	合計	33,500

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 保険料		7,565,543
	1. 介護保険料	7,565,543
2. 国庫支出金		6,856,852
	1. 国庫負担金	5,300,858
3. 支払基金交付金		1,555,994
	2. 国庫補助金	8,203,359
4. 県支出金		8,203,359
	1. 支払基金交付金	4,409,737
5. 財産収入		4,157,293
	1. 県負担金	252,444
6. 繰入金		9,880
	1. 財産運用収入	9,880
7. 諸収入		4,737,889
	1. 一般会計繰入金	4,737,889
歳入	合計	6,740
歳入	合計	31,790,000

歳出

款	項	金額
1. 総務費		716,339
	1. 総務管理費	306,159
	2. 賦課徴収費	24,430
2. 保険給付費		385,750
	3. 介護認定審査会費	29,102,000
3. 地域支援事業費		29,102,000
	1. 介護サービス等諸費	1,760,517
4. 基金積立金		1,280,813
	1. 介護予防・日常生活支援総合事業費	479,704
5. 諸支出金		199,144
	2. 包括的支援事業費	199,144
歳出		12,000
	1. 基金積立金	12,000
歳出	合計	31,790,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事	項	期間	限度額
若草地域包括支援センターほか10事業所による特定高齢者把握業務委託		平成31年度から平成36年度まで	273,470
		平成31年度から平成36年度まで	1,137,830
若草地域包括支援センターほか10事業所による包括的支援業務委託		平成31年度から平成36年度まで	1,137,830

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1. 繰入金		510
	1. 一般会計繰入金	510
2. 繰越金		32,014
	1. 繰越金	32,014
3. 諸収入		21,476
	1. 貸付金元利収入	21,376
	2. 雑収入	100
歳入合計		54,000

歳出

款	項	金額
1. 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業費		45,880
	1. 総務管理費	13,858
	2. 貸付金	32,022
2. 諸支出金		8,120
	1. 繰出金	8,120
歳出合計		54,000

平成31年度奈良市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

平成31年度奈良市の母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ54,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

平成31年度奈良市後期高齢者医療
特別会計予算

平成31年度奈良市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,437,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

款	項	金額
1. 後期高齢者医療保険料		5,206,056
2. 繰入	1. 後期高齢者医療保険料	5,206,056
	金	1,014,484
3. 繰越	1. 一般会計繰入金	1,014,484
	金	25,000
4. 諸収入	1. 繰越金	25,000
	収入	191,460
	1. 延滞金・加算金及び過料	300
	2. 償還金及び還付加算金	9,324
	3. 雑収入	181,836
歳入合計		6,437,000

歳出

款	項	金額
1. 総務費		63,260
	1. 総務管理費	46,986
	2. 徴収費	16,274
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		6,190,904
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	6,190,904
3. 保健事業費		182,836
	1. 健康保持増進事業費	182,836
歳出合計		6,437,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事	項	期	限	額
後期高齢者医療保険料通知書印刷等経費		平成31年度から 平成32年度まで		千円 4,000
後期高齢者健康診査受診券印刷等経費		平成31年度から 平成32年度まで		1,700

(平成31年3月22日揭示済)

奈良市告示第130号

平成31年奈良市議会3月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成31年3月22日

奈良市長 仲川元庸

- 1 平成30年度奈良市一般会計補正予算(第5号)
- 2 平成30年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 3 平成30年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)
- 4 平成30年度奈良市駐車場事業特別会計補正予算(第2号)
- 5 平成30年度奈良市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 6 平成30年度奈良市針テラス事業特別会計補正予算(第2号)
- 7 平成30年度奈良市後期高齢者医療特別補正予算(第1号)
- 8 平成30年度奈良市水道事業会計補正予算(第3号)
- 9 平成30年度奈良市下水道事業会計補正予算(第2号)

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
11. 地方交付税		14,100,000	△ 428,938	13,671,062
15. 国庫支出金	1. 地方交付税	14,100,000	△ 428,938	13,671,062
		24,157,088	△ 531,351	23,625,737
	1. 国庫負担金	20,251,123	15,500	20,266,623
	4. 国庫交付金	2,446,874	△ 546,851	1,900,023
16. 県支出金		8,445,856	30,250	8,476,106
	1. 県負担金	6,156,430	30,250	6,186,680
19. 繰入金		615,176	500,000	1,115,176
	2. 基金繰入金	611,296	500,000	1,111,296
22. 市債		17,082,300	△ 555,700	16,526,600
	1. 市債	17,082,300	△ 555,700	16,526,600
歳入	合計	136,017,730	△ 985,739	135,031,991

歳出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1. 議会費		716,709	2,379	719,088
	1. 議会費	716,709	2,379	719,088

平成30年度奈良市一般会計
補正予算(第5号)

平成30年度奈良市の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ985,739千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135,031,991千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。
(繰越明許費)

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第3表 繰越明許費」による。
(債務負担行為の補正)

第4条 債務負担行為の廃止は、「第4表 債務負担行為補正」による。
(地方債の補正)

第5条 地方債の追加及び変更は、「第5表 地方債補正」による。

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
9. 土木費	1. 土木管理費	123,546	606	124,152
	2. 道路橋梁費	2,960,617	1,620	2,962,237
	3. 河川費	341,605	293	341,898
	4. 都市計画費	4,025,532	△ 838,875	3,186,657
	6. 住宅費	492,134	745	492,879
	10. 消防費	3,992,919	14,208	4,007,127
11. 教育費	1. 消防費	3,992,919	14,208	4,007,127
	1. 教育総務費	14,888,809	12,763	14,901,572
歳出合計	2. 小学校費	2,628,141	5,055	2,633,196
	3. 中学校費	3,750,189	914	3,751,103
	4. 高等学校費	1,925,006	497	1,925,503
	5. 幼稚園費	1,816,988	3,868	1,820,856
	7. 保健体育費	774,696	1,583	776,279
		2,591,474	846	2,592,320
		136,017,730	△ 985,739	135,031,991

第2表 継続費補正

1. 変更分

款	項	事業名	補正前		補正後	
			千円	年度	千円	年度
総務費	徴税費	固定資産 課税 業務	25,000	平成30年度	25,000	平成30年度
			83,000	平成31年度	83,000	平成31年度
			22,000	平成32年度	22,000	平成32年度
			119,481	平均年度	119,481	平均年度
			22,000	平成32年度	20,295	

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
2. 総務費	1. 総務管理費	10,847,610	15,371	10,862,981
	3. 徴税費	1,245,371	531	1,245,902
	4. 戸籍住民基本台帳費	598,248	941	599,189
	5. 選挙費	1,111,756	1,358	1,113,114
	6. 統計調査費	28,720	72	28,792
	7. 監査委員費	79,521	295	79,816
	3. 民生費	59,069,744	82,777	59,152,521
4. 衛生費	1. 社会福祉費	25,789,306	69,027	25,858,333
	2. 児童福祉費	19,727,234	11,473	19,738,707
	3. 生活保護費	13,324,067	2,184	13,326,251
	4. 国民年金事務費	229,137	93	229,230
5. 労働費	1. 保健衛生費	11,329,771	△ 412,494	10,917,277
	2. 保健所費	2,984,001	△ 444,602	2,539,399
	3. 清掃費	1,845,440	24,104	1,869,544
6. 農林水産業費	1. 労働諸費	5,878,559	8,004	5,886,563
		125,645	69	125,714
7. 商工費	1. 労働諸費	125,645	69	125,714
	1. 農林費	1,063,288	643	1,063,931
8. 観光費	1. 商工費	1,063,288	643	1,063,931
	1. 観光費	1,384,361	436	1,384,797
8. 観光費	1. 商工費	1,384,361	436	1,384,797
	1. 観光費	947,439	130,523	1,077,962
8. 観光費	1. 観光費	947,439	130,523	1,077,962
	1. 観光費	947,439	130,523	1,077,962

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額 千円
2. 総務費	費	地域防犯活動推進経費	171,600
		1. 総務管理費	7,200
3. 民生費	費	庁舎等施設整備事業	91,400
		スポーツ施設整備事業	58,000
		交通環境整備経費	3,000
		文化振興施設整備事業	12,000
4. 衛生費	費	認定こども園移行準備経費	675,653
		認定こども園移行準備経費	3,680
		児童福祉施設整備事業	19,473
6. 農林水産業費	費	認定こども園施設整備事業	652,500
		保健衛生施設整備事業	379,000
9. 土木費	費	保健衛生費	379,000
		1. 農林	179,116
		人・農地問題解決推進経費	55,000
		土地基盤整備事業	123,254
2. 道路橋梁費	費	美しい森林づくり基盤整備交付金事業経費	862
		定期点検経費	1,283,775
		道路橋梁新設改良事業	22,000
		河川堤防改修事業	747,000
4. 都市計画費	費	河川堤防改修事業	15,000
		まちづくり基本計画策定経費	3,000
公	業	都市・地域総合交通戦略策定経費	5,700
		街路事業	284,000
		J R奈良駅付近連続立体交差事業	109,975
公園事業	費	97,100	

第4表 債務負担行為補正

款	項	事業名	金額 千円
11. 教育費	費	1. 教育総務費	3,851,620
		2. 小学校施設整備事業	20,020
		3. 中学校施設整備事業	2,196,400
		4. 高等学校施設整備事業	687,000
		5. 幼稚園施設整備事業	797,200
		6. 社会教育施設整備事業	135,000
合 計			6,540,764

第5表 地方債補正

1. 廃止分	事	項	期	間	限	度	額
登美ヶ丘地域子育て支援センターほか3事業所による地域子育て支援拠点事業委託			平成30年度から平成35年度まで				千円 118,620

第5表 地方債補正

1. 追加分	起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
減収補填	239,900	普通借付債	5.0%以内 (利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後において見直し後の利率とする。)	償還の方法	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは償還又は借換に借換えることができる。
計	239,900				

2. 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前 千円	補正後 千円
福祉施設整備事業	1,098,200	1,106,200
保健衛生施設整備事業	1,108,500	640,800
道路事業	1,441,700	1,497,500
都市計画事業	1,133,200	834,500
災害復旧事業	39,800	43,400
臨時財政対策	6,200,000	6,094,400
計	17,082,300	16,286,700

平成30年度奈良市国民健康保険
特別会計補正予算（第3号）

平成30年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ31,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,111,547千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1. 国民健康保険料		7,589,788	△ 180,000	7,409,788
	1. 国民健康保険料	7,589,788	△ 180,000	7,409,788
7. 繰入金		2,825,962	211,700	3,038,662
	1. 一般会計繰入金	2,447,903	61,700	2,509,603
	2. 基金繰入金	379,059	150,000	529,059
歳入合計		37,079,847	31,700	37,111,547

平成30年度奈良市土地区画整理事業
特別会計補正予算（第2号）

平成30年度奈良市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,267,200千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,708,800千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

歳出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1. 総務費		386,215	700	386,915
	1. 総務管理費	296,021	700	296,721
3. 事業費納付金		9,539,000	31,000	9,570,000
	医療給付費 1. 事業費納付金	6,376,000	31,000	6,407,000
歳出合計		37,079,847	31,700	37,111,547

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
西大寺駅南地区土地整理事業費	西大寺駅南地区土地整理事業費	西大寺駅南地区土地整理事業	千円 30,000
			30,000
J R 奈良駅南地区土地整理事業費	J R 奈良駅南地区土地整理事業費	J R 奈良駅南地区土地整理事業	180,000
			180,000
合 計			210,000

第3表 地方債補正

1. 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
西大寺駅南地区土地整理事業	千円 1,230,400	千円 711,400
J R 奈良駅南地区土地整理事業	448,400	428,400
計	1,678,800	1,139,800

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 国庫支出金	1. 国庫交付金	千円 1,570,035	千円 △ 728,509	千円 841,526
		1,570,035	△ 728,509	841,526
3. 繰入金	1. 一般会計繰入金	586,306	309	586,615
		586,306	309	586,615
5. 市債	1. 市債	1,678,800	△ 539,000	1,139,800
		1,678,800	△ 539,000	1,139,800
歳入合計		3,976,000	△ 1,267,200	2,708,800

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
西大寺駅南地区土地整理事業費	西大寺駅南地区土地整理事業費	千円 2,650,200	千円 △ 1,216,735	千円 1,433,465
		2,650,200	△ 1,216,735	1,433,465
J R 奈良駅南地区土地整理事業費	J R 奈良駅南地区土地整理事業費	740,800	△ 50,465	690,335
		740,800	△ 50,465	690,335
歳出合計		3,976,000	△ 1,267,200	2,708,800

第1表 歳入予算補正
歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計
1. 手数料及び料		95,275	△10,000	85,275
	1. 使用料	95,275	△10,000	85,275
2. 繰入金		14,444	10,000	24,444
	1. 一般会計繰入金	14,444	10,000	24,444
歳入	合計	110,000	-	110,000

平成30年度奈良市駐車場事業
特別会計補正予算(第2号)

平成30年度奈良市の駐車場事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額を補正することなく、歳入予算の款・項のみを補正する。
- 2 歳入予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 繰入金		千円 4,591,732	千円 1,000	千円 4,592,732
	1. 一般会計繰入金	4,575,044	1,000	4,576,044
歳入	合計	31,927,622	1,000	31,928,622

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		千円 699,426	千円 1,000	千円 700,426
	1. 総務管理費	324,354	1,000	325,354
歳出	合計	31,927,622	1,000	31,928,622

平成30年度奈良市介護保険
特別会計補正予算（第3号）

平成30年度奈良市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,928,622千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入予算補正
歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計
1. 手数料及び料		151,906	△129,408	22,498
	1. 使用料	151,906	△129,408	22,498
2. 繰入金		-	129,408	129,408
	1. 一般会計繰入金	-	129,408	129,408
歳入	合計	151,906	-	151,906

平成30年度奈良市針テラス事業
特別会計補正予算(第2号)

平成30年度奈良市の針テラス事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額を補正することなく、歳入予算の款・項のみを補正する。
- 2 歳入予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料		4,872,325	86,000	4,958,325
	後期高齢者医療保険料	4,872,325	86,000	4,958,325
歳入	合計	6,111,000	86,000	6,197,000

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 後期高齢者医療・広域連合納付金		5,862,027	86,000	5,948,027
	後期高齢者医療 1. 広域連合納付金	5,862,027	86,000	5,948,027
歳出	合計	6,111,000	86,000	6,197,000

平成30年度奈良市後期高齢者
医療特別会計補正予算（第1号）

平成30年度奈良市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ86,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,197,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年度奈良市水道事業会計
補正予算(第3号)

(総則)

第1条 平成30年度奈良市水道事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成30年度奈良市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 水道事業費用	8,666,519千円	△3,563千円	8,662,956千円
第1項 営業費用	8,093,953千円	△3,563千円	8,090,390千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額2,137,497千円」を「不足する額2,139,254千円」に、「過年度分損益勘定留保資金2,072,137千円」を「過年度分損益勘定留保資金2,073,894千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	3,661,497千円	1,757千円	3,663,254千円
第1項 建設改良費	1,773,093千円	1,757千円	1,774,850千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第10条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,470,548千円	△1,806千円	1,468,742千円

平成30年度奈良市下水道事業会計
補正予算(第2号)

(総則)

第1条 平成30年度奈良市下水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成30年度奈良市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 下水道事業費用	7,891,135千円	△1,017千円	7,890,118千円
第1項 営業費用	7,145,081千円	△1,017千円	7,144,064千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額775,405千円」を「不足する額776,131千円」に、「過年度分損益勘定留保資金775,405千円」を「過年度分損益勘定留保資金776,131千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	4,351,405千円	726千円	4,352,131千円
第1項 建設改良費	746,202千円	726千円	746,928千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	253,707千円	△291千円	253,416千円

(平成31年3月22日揭示済)

奈良市告示第131号

昭和51年奈良市告示第89号(金融機関の指定について)の一部を次のように改正し、平成31年4月1日より施行します。

平成31年3月22日

奈良市長 仲川元庸

第2項中 「株式会社 近畿大阪銀行」を「株式会社 株式会社 関西アーバン銀行」
「株式会社 関西みらい銀行」に改める。

(平成31年3月22日揭示済)

奈良市告示第132号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)道路事業3・4・102号西大寺一条線及び7・5・102号西大寺東線の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により次の場所で公衆の縦覧に供します。

平成31年3月22日

奈良市長 仲川元庸

縦覧場所

奈良市西大寺南町2番6号明光第5ビル2階
西大寺駅周辺整備事務所

(平成31年3月22日揭示済)

奈良市告示第133号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成31年3月22日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号
平成30年11月21日 奈良市指令整開 第18A-36号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成31年3月22日 第1677号
公共施設 平成31年3月22日 第820号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市神殿町392番1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市西城戸町1番地の4
株式会社 八州エイジェント 代表取締役 河合 浩
- 公共施設の種類、位置及び区域
 - 道路
奈良市神殿町392番1の一部
 - 下水道
奈良市神殿町392番1の一部

(平成31年3月22日揭示済)

奈良市告示第134号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成31年3月25日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成31年3月25日
- 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成31年3月25日揭示済)

奈良市告示第135号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告します。

平成31年3月25日

奈良市長 仲川元庸

(平成31年3月25日揭示済)

奈良市告示第136号

平成31・32年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格審査申請要領(追加受付)を次のように定めます。

平成31年3月26日

奈良市長 仲川元庸

平成31・32年度 奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格審査申請要領(追加・受付)

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、平成31・32年度において、奈良市又は奈良市企業局が発注する物品の製造の請負、物件の買入れその他奈良市長又は奈良市公営企業管理者が定める契約等の入札・見積合せに参加する者に必要な資格及び申請方法を定めたので、入札・見積合せに参加しようとする方は、以下の要領により入札参加資格審査申請書(物品購入等)を提出してください。

- 入札に参加する者に必要な資格
 - 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
 - 奈良市の市・県民税(法人においては法人市民税)及び奈良市の固定資産税に係る滞納がないこと。市外業者においては所得税(法人においては法人税)及び奈良市の固定資産税に係る滞納がないこと。
 - 奈良市の国民健康保険料の滞納がないこと。
 - 法令等の規定により営業に関し免許、許可、登録、

- 認可等を要する場合は、申請時において当該免許、許可、登録、認可等を受けていること。
- (5) 申請者から提出された別表第1に掲げる提出書類の審査によりその内容が適正と認められること。
- (6) 次のいずれにも該当しないもの
- ア 役員等（法人にあっては役員、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員という。以下同じ。）である者。
- イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。

- 以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
- ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者。
- オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- 2 受付期間及び時間
- (1) 受付期間

市内業者	平成31年4月1日（月）～平成32年9月30日（水）※土曜・日曜・祝日を除く。
準市内業者 市外業者	平成31年4月1日（月）～平成32年9月30日（水）※土曜・日曜・祝日を除く。

※準市内業者…奈良市内に支店または営業所を有する業者

- (2) 受付時間
午前10時～正午、午後1時30分～午後4時
- 3 受付場所及び申請方法
- (1) 受付場所
奈良市役所庁舎北棟5階 契約課（持参受付のみ）
- (2) 申請方法
市内業者……別表第1の書類をクリアーホルダー（A4）に入れ、**持参申請**でのみ受け付けます。
準市内・市外業者……別表第1の書類をクリアーホルダー（A4）に入れ、**郵送申請**でのみ受け付けます。
- ※1 持参申請の方は、後日入札参加資格審査結果通知書を送付しますので、申請書類と一緒に住所・業者名・担当者名を明記し82円切手を貼り付けた返信用封筒をお持ちください。
- ※2 郵送申請は、受付期間最終日までの消印有効とします。また、入札参加資格審査申請書受付票及び入札参加資格審査結果通知書を送付しますので、住所・業者名・担当者名を明記し82円切手を貼り付けた返信用封筒を**2通**同封してください。（それぞれに切手が必要です。）
- ※3 同受付票及び通知書（原本）は申請業者へ送付します。行政書士等による代理申請において、代理人の方にも同受付票及び通知書（写し）の郵送を必要とする場合は、郵送先住所、氏名等を明記した返信用封筒をさらに2通同封してください。（切手が必要です。）
- 4 郵送先
〒630-8580
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市会計契約部契約課

- 5 登録有効期間
入札参加資格審査結果通知日～平成33年3月31日
- 6 その他留意事項
- (1) 各証明書（原本及び写し）は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。
- (2) 使用印鑑届は、実印でなくても結構ですが、入札及び見積りの参加並びに契約の締結、代金の請求・受領等に使用することとなるので、十分留意してください。
- (3) 申請書等の記載内容を確認できない場合、又は提出書類が不足している場合には入札参加資格を保留します。
- (4) この登録制度について、審査後は業者名簿に登録されますが、直ちに発注があるという制度ではありません。
- (5) 提出書類の内容と事実が相違していることが後日に判明したときは、入札参加資格を取り消すことがあります。
- (6) 提出していただいた入札参加資格審査申請書内容は、奈良市情報公開条例に基づく非開示部分を除き公開します。
- 7 問い合わせ先
奈良市会計契約部契約課契約係
電話番号0742-34-4743（ダイヤルイン）
奈良市企業局管理部企業技術監理課入札係
電話番号0742-34-5200（代表）
- ※申請書1通で、奈良市及び奈良市企業局への登録が可能です。

別表第1		提出書類		記載要領及び書類の説明	
書類の名称	法人	個人	記入	提出書類	記載要領及び書類の説明
1 入札参加資格審査申請書(第1号様式)	○	○	○	○	入札参加希望種目は別表2の取扱種目一覧表より選択し記入してください。
2 入札参加資格審査申請書(第2号様式)	○	○	○	○	希望する業種の詳細を記入してください。
3 業者情報及学歴学歴高調書(第3号様式)	○	○	○	○	希望する業種の学歴高調書を記入してください。
4 契約実績調書(第4号様式)	○	○	○	○	過去2年間の契約実績を記入してください。
5 取扱メーカーメーカー調書(第5号様式)	△	△	△	△	代理店・特約店の場合は証明書を添付してください。
6 資格(技術)者等調書(第6号様式)	△	△	△	△	営業に關し、免許・登録・許可等を要する方は様式に記入のうえ、免許等の写しを添付してください。
7 例一整備費法(昭和47年法律第117号)による認定・営業所設置届出、建築物における衛生的環境の確保に關する法律(昭和45年法律第40号)に基づく事業の登録、院内清掃認定書、消防設備士免状甲乙、点検資格者免状、電気工事士免状、毒物毒物一般取扱登録票等	○	○	○	○	奈良市との契約に際し、使用する印鑑を押印してください。
8 使用印鑑届(第7号様式)	○	○	○	○	種別を代理人(支店長・営業所長等)に委任される場合は提出してください。
9 委任状(第8号様式)	△	△	△	△	(注)委任事項を限定するときは、委任事項中委任しない事項を抹消し、訂正印を押してください。また、追加事項があれば追加してください。
10 印鑑証明書(印影が鮮明な場合に限り写し可)	○	○	○	○	法人…法務局、個人…市町村
11 商業登記簿事項全部証明書(写し可)	○	○	○	○	法務局が証明するもの
12 納税証明書(写し可)	○	○	○	○	法人の場合：貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書 個人の場合：①青色申告の場合：所得税確定申告書の写し、青色申告決算書(貸借対照表、損益計算書)の写し ②白色申告の場合：所得税確定申告書の写し、収支内訳書の写し ※所得税確定申告書の写しは、個人番号(マイナンバー)の記載がないもの
13 納税証明書(写し可)	○	○	○	○	市内業者・准市内業者 *市内業者・准市内業者 *市・県民税…当該年度と過去2年度分(法人は法人市民税) *固定資産税…当該年度と過去2年度分(奈良市課税分) *個人…所得税(その3又はその3の2) *法人…法人税(その3又はその3の3) *固定資産税…当該年度と過去2年度分(奈良市課税分)
14 納付証明書(写し可)	○	○	○	○	市内業者・准市内業者 *市内業者・准市内業者 *市・県民税…当該年度と過去2年度分(法人は法人市民税) *固定資産税…当該年度と過去2年度分(奈良市課税分) *個人…所得税(その3又はその3の2) *法人…法人税(その3又はその3の3) *固定資産税…当該年度と過去2年度分(奈良市課税分)
15 調査票	○	○	○	○	当該年度分と過去2年度分の国民健康保険料(国民年金課税証明) 入札参加資格審査申請書に添付しない場合は、過去2年度分調査票と併せて該当する登録書の写しを必ず添付してください。
16 誓約書	○	○	○	○	調査票と併せて該当する登録書の写しを必ず添付してください。
17 入札参加資格審査申請書付戻(第9号様式)	○	○	○	○	あらかじめ、商号又は名称を記入しておいてください。

(注) ・○印は、必ず提出するもの。
・△印は、必要な方のみが提出するもの。
・提出書類は、クリアーホルダー(A4)に入れて提出してください。

(平成31年3月26日揭示済)

奈良市告示第137号

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平

成20年法律第40号)第12条第1項の規定により、歴史的風致形成建造物を指定しましたので、次のとおり告示します。

平成31年3月26日

奈良市長 仲川元庸

指定番号	指定名称	概要	所在地	指定年月日
第11号	旧橋村家住宅	主屋 (木造つし二階建、切妻造、平入、棧瓦葺) 土地 (奈良市今御門町10番地1)	奈良市今御門町10番地1	平成31年 3月26日
第12号	旧山中家住宅	主屋 (木造平屋建、切妻造、棧瓦葺一部金属板葺) 土地 (奈良市東寺林町9番地)	奈良市東寺林町9番地	平成31年 3月26日
第13号	吉川家住宅表門及び表塀	表門 (木造、棟門、こけら葺き) 表塀 (土塀、棧瓦葺、北塀と南塀からなる) 土地 (奈良市水門町57番地、58番地)	奈良市水門町57番地、58番地	平成31年 3月26日
第14号	ギャラリー&ポストカード藤影堂	主屋 (木造二階建、切妻造、平入、棧瓦葺) 土地 (奈良市不審ヶ辻子町11番地3)	奈良市不審ヶ辻子町11番地3	平成31年 3月26日

(平成31年3月26日揭示済)

奈良市告示第138号

奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正

する告示を次のように定める。

平成31年3月27日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を
改正する告示

奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱（昭和61年奈良市告示第52号）の一部を次のように改正する。

別表給食費補助金の項を削る。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

（平成31年3月27日揭示済）

奈良市告示第139号

奈良市立柳生診療所、奈良市立田原診療所、奈良市立月ヶ瀬診療所、奈良市立都祁診療所及び奈良市立興東診療所の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成31年3月28日

奈良市長 仲川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市邑地町2786番地

奈良市立柳生診療所

奈良市横田町336番地の1

奈良市立田原診療所

奈良市月ヶ瀬尾山2790番地

奈良市立月ヶ瀬診療所

奈良市都祁白石町1084番地

奈良市立都祁診療所

奈良市大柳生町4254番地

奈良市立興東診療所

2 指定管理者の所在地及び名称

東京都千代田区平河町二丁目6番3号

公益社団法人地域医療振興協会

理事長 吉新通康

3 指定管理者の指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 奈良市立診療所設置条例（昭和24年奈良市条例第27号）第2条に規定する業務の実施に関すること。

(2) 奈良市立柳生診療所、奈良市立田原診療所、奈良市立月ヶ瀬診療所、奈良市立都祁診療所及び奈良市立興東診療所の施設及び附属設備の維持管理に関すること。

(3) その他市長が定めること。

（平成31年3月28日揭示済）

奈良市告示第140号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備

部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成31年3月28日

奈良市長 仲川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

平成30年7月10日 奈良市指令整開 第18A-15号

平成31年3月12日 奈良市指令整開

第18A-15-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成31年3月28日 第1678号

公共施設 平成31年3月28日 第821号

3 開発区域に含まれる地域

【1工区】

奈良市中山町西二丁目946番3、939番、946番1、946番9、946番10、949番11、946番12、989番、990番、991番、992番1、992番2、992番4、996番、997番、1003番、1004番、946番13、946番14及び992番5

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府寝屋川市豊里町42番6号

山形 強志

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市中山町西二丁目949番11、946番3、939番、946番1、946番9、989番、990番、992番1、992番2、992番4、996番、997番、1003番及び1004番の各一部

(2) 下水道

奈良市中山町西二丁目949番11、946番3、939番、946番1、990番、992番1、992番4、996番、1003番及び1004番の各一部

(3) 公園

奈良市中山町西二丁目939番の一部

(4) 調整池

奈良市中山町西二丁目997番、1003番及び1004番の各一部

(5) 防火水槽

奈良市中山町西二丁目939番及び946番1の各一部

(6) 緑地

奈良市中山町西二丁目939番、989番、997番及び1003番の各一部

（平成31年3月28日揭示済）

奈良市告示第141号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第2条に規定する方法による住居表示の実施のため、本市内の区域のうち別図1に示す町の区域を別図2に示すとおり変更したいので、同法第5条の2第1項の規定により変更案を公示します。

なお、この案に係る町の区域内に住所を有する者で奈良市の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、この案に異議があるときは、同法第5条の2第2項の規定により、公示の日から30日を経過する日までに、その50人以上の連署をもって、理由を附して、この案に対する変更の請求を

することができます。

平成31年3月28日

奈良市長 仲川元庸

変更案

	変更前	変更後
区 域	別図1のとおり	別図2のとおり
名 称	押熊町の一部	東登美ヶ丘一丁目

別図1及び別図2省略

(平成31年3月28日揭示済)

奈良市告示第142号

住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第2条に規定する方法による住居表示の実施のため、本市内の区域のうち別図1に示す町の区域を別図2に示すとおり変更したいので、同法第5条の2第1項の規定により変更案を公示します。

なお、この案に係る町の区域内に住所を有する者で奈良市の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、この案に異議があるときは、同法第5条の2第2項の規定により、公示の日から30日を経過する日までに、その50人以上の連署をもって、理由を附して、この案に対する変更の請求をすることができます。

平成31年3月28日

奈良市長 仲川元庸

変更案

	変更前	変更後
区 域	別図1のとおり	別図2のとおり
名 称	二名町の一部	中登美ヶ丘五丁目

別図1及び別図2省略

(平成31年3月28日揭示済)

奈良市告示第143号

奈良市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修工事補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年3月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修工事補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修工事補助金交付要綱(平成29年奈良市告示第203号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号中「平成31年3月31日」を「平成35年3月31日」に改める。

第6条第1項中「当該補助金の額に各年度の出来高割合を乗じて算出した」を「当該年度における予算の」に改める。

第7条第8号中「耐震診断」を「耐震改修」に改める。

第9条第1項中「事業機関等」を「事業期間等」に改め、同項第10号及び第11号中「耐震診断」を「耐震改修」に改める

別記第3号様式中「第7条第2項」を「第9条第2項」に改める。

別記第4号様式中「第 条第1項」を「第10条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の奈良市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修工事補助金交付要綱第6条第1項ただし書の規定は、平成30年度予算に係る補助金から適用する。

(平成31年3月28日揭示済)

奈良市告示第144号

奈良市幼保連携型認定こども園の認可等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年3月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市幼保連携型認定こども園の認可等に関する要綱の一部を改正する告示

奈良市幼保連携型認定こども園の認可等に関する要綱(平成27年奈良市告示第186号)の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(運営状況報告の徴収)

第8条 法第30条第1項の規定による報告は、幼保連携型認定こども園運営状況報告書により行うものとする。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(平成31年3月28日揭示済)

奈良市告示第145号

奈良市私立幼稚園運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年3月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市私立幼稚園運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市私立幼稚園運営費補助金交付要綱(平成29年奈良市告示第542号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「補助対象経費は、」の次に「当該年度の」を加え、同条第2項中「総園児数」を「市内在住の園児の数」に改め、同項ただし書中「ただし」の次に「、補助対象経費が補助金の額を下回る場合は」を加える。

第5条中「前条の規定」を「規則第7条第1項に規定する補助金等交付決定通知書」に改める。

別表中「総園児数」を「市内在住の園児の数」に改める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(平成31年3月28日揭示済)

奈良市告示第146号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次の路線を本市の市道路線に認定します。
その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管

理課において一般の縦覧に供します。
平成31年3月29日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
56	南部第721号線	八条四丁目164番3地先から	八条四丁目648番1地先まで	L=79.1 W=18.2~104.7

(平成31年3月29日揭示済)

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成31年3月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第147号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

路線名	区間	変更前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
北部第247号線	奈良市南紀寺町三丁目64番3先から	前	16.4~20.0	46.7	
	奈良市南紀寺町三丁目761番2先まで	後	5.9~7.3	46.7	

(平成31年3月29日揭示済)

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成31年3月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第148号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始します。

路線名	区間	延長 (m)	幅員 (m)	備考
北部第247号線	奈良市南紀寺町三丁目64番3先から 奈良市南紀寺町三丁目761番2先まで	L=46.7 W=4.35~4.50		

(平成31年3月29日揭示済)

別記第7号様式を別記第8号様式とし、別記第6号様式を別記第7号様式とし、別記第5号様式を別記第6号様式とし、同様式の前に次の1様式を加える。

奈良市告示第149号

奈良市子どものための教育・保育給付に係る支給認定等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。
平成31年3月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市子どものための教育・保育給付に係る支給認定等に関する要綱の一部を改正する告示

奈良市子どものための教育・保育給付に係る支給認定等に関する要綱（平成27年奈良市告示第203号）の一部を次のように改正する。

第3条中「規則」を「奈良市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年奈良市規則第64号）」に改める。

第4条第2項中「規則第3条の規定を準用する。」を「支給認定変更申請書（別記第1号様式）とする。」に改める。

第5条中「別記第1号様式」を「別記第2号様式」に改める。

第12条第1号中「別記第2号様式」を「別記第3号様式」に改め、同条第2号中「別記第3号様式」を「別記第4号様式」に改め、同条第4号中「利用不可」を「入所保留」に、「別記第4号様式」を「別記第5号様式」に改める。

第14条中「別記第5号様式」を「別記第6号様式」に改める。

第15条中「別記第6号様式」を「別記第7号様式」に改める。

第16条中「別記第7号様式」を「別記第8号様式」に改める。

第5号様式 (第12条関係)

別記第4号様式を削り、別記第3号様式を別記第4号様式とし、別記第2号様式を別記第3号様式とし、別記第1号様式を別記第2号様式とし、同様式の前に次の第1様式を加える。

令和 年 月 日

市長 奈良市 市長の職

市長の職

市長の職

市長

別記第4号様式			
年	月	日	時
令和	年	月	日
午後	時	分	秒
奈良市	市長の職	市長の職	市長の職
市長の職	市長の職	市長の職	市長の職

市長の職

市長の職

別記

第1号様式(第4条関係)

支給認定変更申請書

施設型給付費・地域型保育給付費等

年 月 日

(宛先)奈良市長

保護者 現住所

氏名

印

電話番号

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を変更申請します。

支給認定変更申請する子ども	フリガナ氏名	生年月日	性別	在園中の施設名(第一希望の施設名)
	年 月 日	男・女	
	年 月 日	男・女	
	年 月 日	男・女	

① 保育利用(2・3号認定)で該当する箇所に☑を記入

保育必要量の変更を希望する。



変更を希望する場合のみ選択

保育標準時間 ※両親がともに週30時間(月120時間)以上の就労など

保育短時間 ※両親のうち1人が週24時間以上30時間未満(月96時間~120時間)の就労など

保育利用の理由の変更がある。(変更する場合のみ下記を選択)

続柄	父	母
変更前	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 同居親族介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> ひどい親 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 同居親族介護・看護 <input type="checkbox"/> 妊娠出産 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> ひどい親 <input type="checkbox"/> その他()
変更後	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 同居親族介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> ひどい親 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 同居親族介護・看護 <input type="checkbox"/> 妊娠出産 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> ひどい親 <input type="checkbox"/> その他()

※変更後の保育必要性の理由証明書又は申立書と確認書類を添付してください。

就労先の変更のみ(変更後の保育必要性の理由証明書又は申立書と確認書類を添付してください。)

② 変更を希望する期間 年 月 日から 年 月 日まで

誓約及び同意書

- 申請書、添付書類、申立書及び各証明書(以下「申請書類」という。)の内容が実態と異なる場合は、支給認定又は保育所、幼稚園等の特定教育・保育施設等(以下「施設等」という。)利用の決定を取り消されても異議ありません。
- 決定された利用者負担額は、遅滞なく納付し、滞りません。
- 市は、施設型給付費等の支給認定及び利用者負担額の決定に必要な世帯情報並びに世帯員の市民税額等の情報について、次の関係部署に調査します。
ひとり親医療担当・母子福祉担当・戸籍、住民票担当・障がい福祉担当・生活保護担当・税務担当・児童手当担当
- 市は、施設等利用とその運営上、必要と認められる申請書類の情報を、当該施設等や関係部署に提供する場合があります。
- 市は、申請書類の記載内容について、疑義が生じた場合や情報不足等により確認する必要がある場合は、勤務先等に連絡して確認する場合があります。
- 本申請については、新規認定申請が集中する等、支給認定の審査に時間を要する場合は、認定の審査結果を利用開始までにお知らせします。
上記の各事項について誓約し、及び同意します。

保護者氏名 _____ 印

次に掲げる事項について、本申請の提出前にご承知おきください。

- 市は、上記3の情報に基づき決定した利用者負担額を施設等に対して提示することがあります。
- 利用者負担額を滞り納した場合は、児童福祉法第56条第8項及び第9項、又は子ども・子育て支援法附則第6条第7項の規定により、差押え等の処分を行うことがあります。また、民事訴訟法その他関連法令の規定により法的措置を行うことがあります。
- 保育認定を受けて施設等を利用する保護者は、認定を受けた保育必要量の時間内であっても保育を必要とする理由に該当しない場合は、家庭保育をお願いします。

附則

(施行期日)

- この告示は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市子どものための教育・保育給付に係る支給認定等に関する要綱の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。
(平成31年3月29日揭示済)

奈良市告示第150号

奈良市エンゼルサポート事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年3月29日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市エンゼルサポート事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市エンゼルサポート事業実施要綱（平成30年奈良市告示第486号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「(派遣の実施日時)」に改め、同条第1項を次のように改める。

事業を実施できる日及び時間（以下「実施日時」という。）は、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く日の午前8時から午後6時までの間とする。ただし、市長が必要と認めるときは、実施日時

を変更できるものとする。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第7条関係）

(宛先) 奈良市長

年 月 日

申請者 住所 奈良市

ふりがな 氏名

電話

奈良市エンゼルサポート事業利用申請書

奈良市エンゼルサポート事業の利用について、次のとおり申請します。

氏名(ふりがな)	続柄	生年月日	職業及び学校名等	連絡先
世帯区分	該当するものを選択 <input type="checkbox"/> 市民税非課税世帯 <input type="checkbox"/> 生活保護世帯 <input type="checkbox"/> ひひとり親世帯 <input type="checkbox"/> 多子世帯 <input type="checkbox"/> その他世帯			
利用区分	該当するものを選択 出産予定日 () <input type="checkbox"/> 産前 <input type="checkbox"/> 産後 (出生後から1歳に達する日まで) <input type="checkbox"/> 1歳から就学前まで			
申請理由				
希望期間	期 間	年 月 日 から	年 月 日まで	曜 日
	時 間	時 分 から	時 分 まで	
希望する支援内容	<input type="checkbox"/> 食事の準備及び後片付け <input type="checkbox"/> 住居の掃除又は整理整頓 <input type="checkbox"/> 被服の洗濯 <input type="checkbox"/> 生活必需品の買物 <input type="checkbox"/> 調乳、授乳、おむつ交換及び母乳の補助 <input type="checkbox"/> その他 ()			

裏面あり

第2号様式 (第8条関係)

奈良市エンゼルサポート事業実施要綱第7条第2項に規定する区分の家庭であることについて、奈良市において世帯の住民情報・世帯の市民税課税状況(所得の状況)・生活保護、児童扶養手当又はひとり親医療費の助成の有無を公簿等により確認することにご同意します。

氏名 (申請者) ④

※申請時の聴取によって、市が申請内容の審査のため必要と判断した方については、上記同意事項を確認の上、それぞれ記名押印してください。

氏名 ④ 氏名 ④

氏名 ④ 氏名 ④

奈良市エンゼルサポート事業利用申請にあたり、必要時、児童の養育状況及び申請者の家庭状況等について、本市において、関係機関への確認及び情報提供を行うことに同意します。

申請者 氏名 ④

申請者の妻又は夫 氏名 ④

年 月 日

様

奈良市長

奈良市エンゼルサポート事業利用承認(不承認)通知書

年 月 日付けで申請のあった奈良市エンゼルサポート事業の利用について、下記のとおり 承認 したので通知します。
不承認

記

<input type="checkbox"/> 承認	
利用者氏名	
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
上限時間	利用期間内の上限時間 () 時間
負担額	
支援内容	<input type="checkbox"/> 食事の準備及び後片付け <input type="checkbox"/> 住居の掃除又は整理整頓 <input type="checkbox"/> 被服の洗濯 <input type="checkbox"/> 生活必需品の買物 <input type="checkbox"/> 調乳、授乳、おむつ交換及び沐浴の補助 <input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 不承認理由	

附 則
この告示は、平成31年4月1日から施行する。
(平成31年3月29日揭示済)

由により当該依頼を取り消した場合はこの限りではない。
附 則
この告示は、平成31年4月1日から施行する。
(平成31年3月29日揭示済)

奈良市告示第151号

奈良市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年3月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱(平成16年奈良市告示第448号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項に次のただし書を加える。

ただし、自然災害等当該依頼会員の責めによらない事

【訪問介護】

事業所番号	事業所		事業者			廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	法人番号	
2970105934	奈良市東九条町640-1	福祉相談サービスセンター・青い鳥	奈良市西木辻町91-4	特定非営利活動法人アメンティー・ライフサポート・アシスト	1150005003536	平成31年3月31日

【特定(介護予防)福祉用具販売】

事業所番号	事業所		事業者			廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	法人番号	
2970100620	奈良市西大寺東町二丁目4番1号	株式会社近鉄百貨店奈良店ハートフルサロン	大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目1番43号	株式会社近鉄百貨店	3120001098201	平成31年3月1日

【地域密着型通所介護】

事業所番号	事業所		事業者			廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	法人番号	
2970105876	奈良市奈良阪町2750-2	デイサービスセンターつばさ	奈良市奈良阪町2750-2	有限会社つばさ	8150002004092	平成31年3月31日

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

事業所番号	事業所		事業者			廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	法人番号	
2990100170	奈良市南京終町19-1	定期巡回・随時対応型訪問介護看護らくじ苑	奈良市南京終町19-1	社会福祉法人楽慈会	3150005001091	平成31年3月31日

(平成31年3月29日揭示済)

奈良市告示第153号

奈良市地域自治協議会立ち上がり支援交付金交付要綱を次のように定める。

平成31年3月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市地域自治協議会立ち上がり支援交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 市民参画及び協働によるまちづくりの推進を図る

ため、地域自治協議会(奈良市地域自治協議会の設置及び認定等に関する要綱(平成30年奈良市告示第168号。以下「設置要綱」という。)第2条に規定する協議会をいう。以下「協議会」という。)の設立初期の活動に要する経費に対し、予算の範囲内で奈良市地域自治協議会立ち上がり支援交付金(以下「交付金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、奈良市補助金等交付規則(昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 交付金の交付を受けることができる者は、協議会であって、設置要綱第7条の認定を行った年度から起算して3年度を経過したものを除くものとする。

(交付対象事業)

第3条 交付金の交付を受けることができる事業（以下「対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 協議会の会議の開催、区域内の住民に対する種々の啓発活動その他協議会の運営に関する事業
- (2) 自主的、自立的な地域のまちづくり事業
- (3) その他市長が必要と認める事業

(交付対象経費及び交付金の額)

第4条 交付金の対象となる経費は、対象事業に要する経費（交際費及び慶弔費並びに懇親会等に係るものを除く。）とする。

2 交付金の額は、300,000円に、別表左欄に掲げる協議会の区域内人口に応じ、同表右欄に定める金額を加えて得た額を限度とする。

3 同一の協議会に係る交付金の交付は、一の会計年度につき1回限りとし、最大3回までとする。

(交付金の交付申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする協議会の代表者は、規則第4条に定める補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付金の概算払)

第6条 市長は、交付金の交付を決定した場合において、必要と認めるときは、交付金の概算払をすることができる。この場合においては、交付金の実績報告により交付金の額が確定した後で交付金の精算を行うものとする。

(実績報告書の添付書類)

第7条 交付金の交付を受けた者は、規則第14条に定める実績報告書に次に掲げる書類を添えて、対象事業の終了後、直ちに市長に提出しなければならない。

- (1) 対象事業に関する支出を証明する書類
- (2) 協議会活動報告書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付金の返還)

第8条 市長は、交付金の支給を受けた者が偽りその他不正の手段により交付金の支給を受けたとき又は交付金の支給後に、設置要綱第9条の取消し又は設置要綱第10条の解散があったときは、当該交付金の支給を受けた者に対し、当該交付金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区域内人口	金額
2,000人以下	100,000円
2,001人以上5,000人以下	150,000円
5,001人以上10,000人以下	200,000円
10,001人以上15,000人以下	250,000円
15,001人以上	300,000円

(平成31年3月29日掲示済)

奈良市告示第154号

奈良市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成31年3月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 土砂災害から市民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある区域内に存する既存不適格の建築物に対する土砂災害対策改修に要する経費の一部について、予算の範囲内で奈良市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂災害対策改修 既存の建築物が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第80条の3の規定に適合するよう実施する同条に規定する外壁等の改修及び門又は塀の設置又は改修をいう。
- (2) 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により本市の区域内に指定された土砂災害特別警戒区域をいう。
- (3) 建築士 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士又は同条第3項に規定する二級建築士をいう。

(補助対象建築物)

第3条 補助の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 土砂災害特別警戒区域内に存する住宅又は居室（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第4号に規定する居室をいう。）を有する建築物であること。
- (2) 土砂災害特別警戒区域に指定される前に建築された建築物であること。
- (3) 令第80条の3に規定する構造方法（同条ただし書に該当する場合を除く。）を有しない建造物であること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 補助対象建築物について実施する土砂災害対策改修であること。
- (2) 建築士法第23条第1項の登録を受けている一級建築士事務所又は二級建築士事務所に所属する建築士が設計、工事監理等を行う土砂災害対策改修であること。
- (3) 土砂災害対策改修の実施後の補助対象建築物が、令第80条の3の規定に適合すること。
- (4) 土砂災害対策改修に対し、他の法令等により、国、県又は市から同種の補助金を受けていないこと。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 補助対象建築物の所有者（共有の建築物にあっては、共有者全員の合意による代表者）
 - イ 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条又は第65条に規定する団体（以下「管理組合」という。）
- (2) 市税の滞納をしていない者
- (3) 暴力団等（奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）でない者

(補助対象経費)

第6条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が補助対象建築物の土砂災害対策改修工事に要した経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に100分の23を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とし、759,000円を限度とする。

2 補助金の交付は、補助対象建築物1棟につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、土砂災害対策改修工事を実施する前に、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 工事計画概要書（別記第1号様式）
- (2) 土砂災害対策改修工事に要する経費の見積書の写し
- (3) 補助対象建築物の付近見取図及び外観全景の写真
- (4) 補助対象建築物の配置図（土砂災害特別警戒区域内であることがわかる図面を含む。）、各階平面図、立面図、断面図、構造図及び令第80条の3の規定への適合について検討した書類等
- (5) 土砂災害対策改修の計画が令第80条の3の規定に適合することを、当該土砂災害対策改修に係る構造設計を行った建築士以外の建築士が証した土砂災害対策改

修計画に係る構造規定適合報告書（別記第2号様式）

(6) 次に掲げるいずれかの書類

- ア 補助対象建築物の所有者であることを証する書類
- イ 補助対象建築物の所有者と占有者が異なる場合は、占有者からの土砂災害対策改修工事の実施に係る同意書（区分所有建築物である場合は、土砂災害対策改修工事の実施に係る組合決議書及び管理組規約）
- ウ 補助対象建築物の所有者が複数ある場合は、申請者以外の所有者からの土砂災害対策改修工事の実施に係る同意書

(7) 補助対象建築物の建築時の建築確認通知書、検査済証、全部事項証明書その他建築された時期が確認できる書類

(8) 建築基準法第6条第4項又は第6条の2第1項の規定による確認済証（確認の申請が必要な場合に限る。）

(9) 建築士（土砂災害対策改修に係る構造設計を行った建築士及び第5号の確認を行った建築士に限る。）の免許証の写し

(10) 奈良市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金交付申請に関する同意書（別記第3号様式）

(11) その他市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定及び通知)

第9条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、交付することを決定したときは、申請者に対し、規則第7条第1項に規定する補助金等交付決定通知書により通知する。この場合において、市長は当該補助金交付について条件を付することができる。

2 市長は、前項の審査等の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、土砂災害対策改修工事が完了したときは、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 土砂災害対策改修工事施工報告書（別記第4号様式）
- (2) 工事写真（改修後の外観全景の写真並びに工事施工部分の改修前、改修中及び改修後の写真）
- (3) 土砂災害対策改修工事に要した経費の領収書の写し
- (4) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証（確認済証の交付を受けた場合に限る。）
- (5) 工事監理者の建築士の免許証の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別記

第1号様式(第8条関係)

工事計画概要書

【1. 補助対象建築物】
 【所在地】
 【用途】
 【階級】
 【構造】
 【延床面積】
 【建築年月日】

【2. 所有者】
 【氏名】
 【住所】
 【電話番号】

【3. 代理者】 () 建築士 () 登録第 号
 【資格】 () 建築士 () 登録第 号
 【氏名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
 【建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
 【所在地】
 【電話番号】

【4. 構造設計を行った建築士】
 【資格】 () 建築士 () 登録第 号
 【氏名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
 【建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
 【所在地】
 【電話番号】

【5. 工事施工者】
 【氏名】 () 建築士 () 登録第 号
 【営業所名】 建設業の許可 () 第 号
 【所在地】
 【電話番号】

【6. 工事監理者】
 【資格】 () 建築士 () 登録第 号
 【氏名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
 【建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
 【所在地】
 【電話番号】

【7. 工事期間】 年 月 日 ~ 年 月 日

第2号様式(第8条関係)

年 月 日

(宛先) 奈良市長

建築士事務所
 所在地
 建築士登録番号 級建築士第 号
 氏名 印

土砂災害対策改修計画に係る構造規定適合報告書

奈良市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金の交付を受けようとする、下記の建築物の土砂災害対策改修の計画については、関係図書により建築基準法施行令第80条の3の規定に適合していることを確認したので報告します。

記

1 補助対象建築物の概要

建築物名称	
所在地	
建築物用途	
構造	造
構造・規模	地上 階・地下 階
延べ面積	m ²

2 土砂災害対策改修の概要等

土砂災害対策改修の内容 (該当□に✓してください。)	□外壁等の改修 □門・扉の設置又は改修
構造設計を行った建築士事務所名称	
所在地	
電話番号	() () ()
事務所登録番号及び登録年月日	知事登録第 号 年 月 日登録
建築士氏名	
建築士登録番号	級建築士 第 号

3 関係図書

付近見取り図、配置図、各階平面図、立面図、断面図、構造図、適合検討書、その他()

4 添付図書

建築基準法施行令第80条の3の規定に適合していることを確認した建築士の免許証

第3号様式 (第8条関係)

奈良市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金交付申請に関する同意書

(宛先) 奈良市長

年 月 日

申請者 住所
ふりがな
氏名
生年月日

㊟

第4号様式 (第10条関係)

(宛先) 奈良市長

年 月 日

工事監理者 氏名 印
工事施工者 名称 印
代表者名

土砂災害対策改修工事施工報告書

年 月 付け奈良市指令 第 号で交付決定のあった下記の土砂災害対策改修工事について、改修計画に基づき改修工事を施工したことを報告します。

奈良市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金の交付申請に当たり、私又は私が代表を務める団体の市税の納付状況等について、申請の審査のために必要な限度において調査されることに同意します。

また、奈良市暴力団排除条例の主旨に基づき、暴力団等であるか否かの確認のため、奈良警察署に対して照会が行われる場合があることに同意します。

記

1 補助対象建築物の概要

建築物名称	所在地
建築物用途	構造
構造・規模	階数
	地上 階・地下 階
	延べ面積 m ²

2 土砂災害対策改修の概要等

土砂災害対策改修の内容 (該当□に✓してください。)	□外壁等の改修	□門・塼の設置又は改修
工事完了年月日	年 月 日	
事務所名称		
所在地		
電話番号	() -	
事務所登録番号 及び登録年月日	知事登録第 号	年 月 日登録
建築士氏名		
建築士登録番号	級建築士 第 号	
名称		
所在地		
電話番号		

(平成31年3月29日揭示済)

奈良市告示第155号

奈良市保育士試験による資格取得支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成31年3月29日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市保育士試験による資格取得支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うための保育人材確保の一環として、保育士資格取得に要した費用の一部について、予算の範囲内で奈良市保育士試験による資格取得支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、奈良市補助金等交付規則(昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育士等 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の4に規定する保育士又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第15条第1項に規定する保育教諭をいう。
- (2) 保育士試験 児童福祉法第18条の8に規定する試験(平成30年の前期保育士試験以後に実施されたものに限る。)をいう。
- (3) 保育士証 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第6条の32第1項に規定する保育士登録証をいう。ただし、保育士試験合格後から1年以内に交付を受けたものに限る。
- (4) 保育所等 市内に存する次のいずれかに該当する施設(国又は地方公共団体が設置した施設を除く。)をいう。
 - ア 児童福祉法第35条第4項の規定により設置された保育所
 - イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項に規定により認可を受けた幼保連携型認定こども園(以下「認定こども園」という。)
 - ウ 認定こども園への移行を予定している学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園
 - エ 児童福祉法第34条の15第2項の規定により設置された小規模保育事業のうち、奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年奈良市条例第36号)第29条に規定する小規模保育事業所A型
 - オ 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について(平成17年1月21日雇児発第0121002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

による認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設

- (5) 勤務開始日 平成31年4月1日以後において保育士証の交付を受けてから初めて保育士等として保育所等に勤務を開始した日をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる対象者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 勤務開始日から保育士証の交付を受けた日から起算して2年を経過する日までの間において、勤務をした期間が通算して1年以上となる者であること。ただし、当該期間に勤務した日がない月は、含まないものとする。
- (2) 第8条の交付申請時点において保育所等に勤務している者であること。
- (3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第60条の2に規定する教育訓練給付金その他補助金と同趣旨の助成等を受けていない者であること。
- (4) 奈良市暴力団排除条例(平成24年奈良市条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (5) 市区町村民税の滞納がない者であること。

2 市長は、必要に応じ、補助対象者が前項第4号に該当するか否かを奈良警察署長に対して照会を行うものとする。

(対象経費)

第4条 補助金の対象となる費用(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が保育士試験受験講座の受講(通信制、昼間、昼夜開講制、夜間又は昼間定時制)に要した費用であって、当該講座を開講している事業者(以下「講座実施事業者」という。)に対して支払った次に掲げる費用並びに当該費用に係る消費税及び地方消費税とする。

- (1) 入学料(講座実施事業者における受講の開始に際し、当該講座実施事業者に納付する入学金又は登録料)
 - (2) 受講料(面接授業料、教科書代及び教材費(受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む。))
- 2 次に掲げるものについては、補助対象経費としない。
- (1) 保育士試験その他の検定試験の受講料
 - (2) 受講に当たって必ず必要な教材以外の補助教材費
 - (3) 講座実施事業者が実施する補講費
 - (4) 講座実施事業者が定める期間を超えて受講した場合に必要な費用
 - (5) 講座実施事業者が実施する各種行事参加に係る費用
 - (6) 学債等将来対象者に対して現金還付が予定されている費用
 - (7) 保育士試験受験講座受講のための交通費
 - (8) 保育士試験受験講座受講のためのパソコン、タブレット等の器材等
 - (9) クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、クレジット会社に対する分割払手数料(金利)
 - (10) 第6条に規定する支給申請をする時に講座実施事業者に対して未納となっている入学料又は受講料

<p>3 補助対象経費の対象となる期間は、保育士試験の筆記試験が行われる日の属する月の2年前の属する月の1日までのものとする。 (補助金の額)</p> <p>第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。)とし、150,000円を限度とする。 (支給申請)</p> <p>第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「支給申請者」という。)は、勤務開始日の属する月の翌月の末日までに、受験対策学習費用支給申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は、この限りでない。 (1) 保育士証の写し (2) 保育所等に勤務を開始した旨及び日付がわかる書類 (3) 学習費用等内訳書 (4) その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 市長は、前項の規定による支給申請があった場合は、その内容を審査し、支給が適当と認めるときは補助対象候補者該当通知書を、支給が不適当と認めるときは補助対象候補者非該当通知書を、支給申請者に対し通知する。 (支給申請の変更等)</p> <p>第7条 前条第2項の規定による補助対象候補者該当通知書を受けた者(以下「該当者」という。)は、支給申請を取り下げ、又はその内容を変更しようとする場合は、速やかに市長と協議を行い、市長の指示に従わなければならない。 (交付申請等)</p> <p>第8条 補助金の交付を受けようとする該当者(以下「交付申請者」という。)は、勤務開始日から通算して1年を経過する日(第3条第1項第2号に規定する勤務した日がない月を除く。)の属する月の前月の1日から末日(当該前月が3月になる場合は、4月)までに、規則第4条第1項に規定する補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。 (1) 補助対象経費等内訳書 (2) 保育士試験受験講座の受講に係る領収書等 (3) 税の滞納がない旨を証する書類(市外在住者に限る。) (4) その他市長が必要と認める書類 (交付決定の取消し及び補助金の返還)</p> <p>第9条 市長は、規則第7条第1項に規定する通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を変更し、又は取り消すことができる。 (1) この要綱の規定又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。 (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。 (3) その他市長が補助金の交付を不適当と認めたとき。</p> <p>2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り</p>	<p>消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。 (実績報告等)</p> <p>第10条 交付決定者は、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長が定める期日までに提出しなければならない。 (1) 保育所等による勤務証明書 (2) その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 交付決定者は、規則第15条に規定する補助金等確定通知書を受け取ったときは、市が指定する期日までに規則第17条第2項の規定による補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。 (関係書類の保存等)</p> <p>第11条 交付決定者は、当該事業に関し、費用の収支その他補助事業に関する書類及び帳簿を備え、これを整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間は、これを保管しなければならない。 (補則)</p> <p>第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則 この告示は、平成31年4月1日から施行する。 (平成31年3月29日揭示済)</p> <hr/> <p>奈良市告示第156号 奈良市私立幼稚園2歳児受入推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。 平成31年3月29日 奈良市長 仲川元庸 奈良市私立幼稚園2歳児受入推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示 奈良市私立幼稚園2歳児受入推進事業補助金交付要綱(平成30年奈良市告示第481号)の一部を次のように改正する。 第1条中「2歳児の保育需要に対応し、安心して子育てができる環境を整備するため、保育を必要とする」を「保護者の就労形態及び保育ニーズの多様化に対応するため、」に改める。 第2条を次のように改める。 (定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 私立幼稚園 私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人が、学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条第1項の規定による認可を受けて、本市に設置する幼稚園をいう。 (2) 補助対象事業 私立幼稚園が対象児童を定期的に預かる事業で、次のいずれにも該当するものをいう。 ア 当該事業を1日につき6時間以上、かつ、1週間につき5日以上実施するもの イ 一時預かり事業の実施について(平成27年7月17日付27文科初第238号、雇児発0717第11号文部科学</p>
--	---

省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) 別紙4(3)④から⑥までに規定する基準に適合するもの

- (3) 対象児童 次のいずれにも該当する者をいう。
- ア 当該年度の初日における年齢が2歳であること。
- イ 他の法令等により、国、県又は市からの同種の補助金の交付の対象となっていない者であること。
- ウ 本市に住所を有する者であること。
- エ 補助対象事業を1日当たり6時間以上利用していること。

第3条及び第4条を削り、第5条を第3条とする。

第6条中「子ども・子育て支援交付金交付要綱(平成28年7月20日付府子本第474号内閣総理大臣通知) 別紙の表一時預かり事業の項1(3)に定める額をいう」を「対象児童1人につき日額530円とする」に改め、同条を第4条とし、第7条から第12条までを2条ずつ繰り上げる。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(平成31年3月29日揭示済)

奈良市告示第157号

奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等に関する要綱を次のように定める。

平成31年3月29日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第2号。以下「省令」という。)並びに奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例(平成31年奈良市条例第14号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法及び省令並びに条例で使用する用語の例による。

(認定の申請)

第3条 法第3条第1項又は第3項の認定を受けようとする者は、認定こども園認定申請書(以下「申請書」という。)に、別に定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、申請書の審査に当たり、必要に応じて、前項の申請を行った者(以下「申請者」という。)に対し、直接に説明、報告等を求めることができる。

(申請に関する審査等)

第4条 市長は、申請書又は当該申請書に添付しなければならない書類に不備があると認めるときは、速やかに申

請者に対し、相当の期間を定めてその補正を求めるものとする。

2 市長は、認定こども園の認定をしようとするときは、あらかじめ奈良市子ども・子育て会議条例(平成25年奈良市条例第12号)第1条に規定する奈良市子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

(変更の届出)

第5条 認定こども園の設置者(以下「設置者」という。)は、法第29条第1項の規定による変更の届出を行おうとするときは、認定こども園変更届出書(以下「変更届出書」という。)に、変更事項を証する書類を添えて市長に提出するものとする。

(廃止等の申請)

第6条 設置者は、認定こども園を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ認定こども園廃止(休止)申請書を市長に提出しなければならない。

2 設置者は、認定こども園を廃止し、又は休止しようとするときは、当該認定こども園の利用者が継続して幼児教育及び保育を受けることができるよう適切な措置を講じなければならない。

3 市長は、第1項の認定こども園廃止(休止)申請書に記載された休止期間を経過した後も再開の届出がない場合又は次条に規定する再開の協議が行われない場合は、設置者に対し、廃止の手続を行うよう指導するものとする。

(再開)

第7条 休止した認定こども園を再開しようとする設置者は、あらかじめ市長に対し、再開に係る協議を行うものとする。

(運営状況報告の徴収)

第8条 法第30条第1項の規定による報告は、認定こども園運営状況報告書により行うものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、申請書等の様式その他認定こども園の認定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(平成31年3月29日揭示済)

奈良市告示第158号

奈良市配食サービス事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年3月29日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市配食サービス事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市配食サービス事業実施要綱(平成6年奈良市告示第97号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「利用者1人当たり週5日を限度に、昼食」を「昼食又は夕食のいずれか」に改め、同条第2項を次のように改める。

<p>2 市長は、配食サービスの実施に際し、次に掲げる要件を満たす者を奈良市配食サービス事業者台帳に登録する。</p> <p>(1) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)その他関係法令を遵守し、衛生的な調理を実施できること。</p> <p>(2) 安定的かつ継続的に配食サービスを提供できること。</p> <p>(3) 配食時に利用者(第5条第1項の規定により配食サービスの利用の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の異常を発見したとき又は安否の確認がとれないときの対応マニュアル及び連絡体制並びに利用者からの苦情相談に対応する体制が整備されていること。</p> <p>(4) 仕出し屋又は弁当屋として食品衛生法第52条の規定により営業の許可を受けていること。ただし、社会福祉法人で、施設において食事の提供を行っている者については、この限りでない。</p> <p>(5) その他市長が定めること。</p> <p>第2条に次の1項を加える。</p> <p>3 市長は、前項の規定により奈良市配食サービス事業者台帳に登録した者のうち、配食サービスを利用することができる者(以下「対象者」という。)から利用の希望があったもの(以下「事業者」という。)に配食サービスを委託するものとする。</p> <p>第3条中「配食サービスを利用することができる者(以下「対象者」という。))」を「対象者」に改める。</p> <p>第4条第1項中「配食サービスを利用しようとする」を削り、「その養護者(「以下申込者」を「対象者の依頼によりその手続を代行する者(「以下これらを「申請者」に改め、同条第2項中「対象者又はその養護者」を「申請者」に改める。</p> <p>第5条の見出し中「決定」を「承認」に改め、同条第1項中「配食サービス利用決定通知書」を「配食サービス利用承認通知書」に、「申込者」を「対象者」に改め、同条第2項中「申込者」を「対象者」に改め、同条第3項中「委託先の長」を「事業者」に、「配食サービス利用者決定通知書」を「配食サービス利用承認通知書」に改め、同条に次の1項を加える。</p> <p>5 事業者は、配食サービスを開始する前に利用者を訪問し、配食サービスの利用に係る説明その他必要な調整等を行うものとする。</p> <p>第6条中「決定」を「利用の承認」に改め、「(以下「利用者」という。))」を削る。</p> <p>第7条第1項各号を次のように改める。</p> <p>(1) 第3条に規定する対象者の要件を満たさなくなったとき。</p> <p>(2) 入院又は施設等に入所したとき。</p> <p>(3) 虚偽の申請その他不正な手段により配食サービスの利用の承認を受けたとき。</p> <p>(4) その他市長が配食サービスの利用をさせることが適当でないと認めたとき。</p> <p>第7条第2項中「サービスの提供」を「配食サービス」に改め、「配食サービス利用停止(廃止)決定通知書」を「配食サービス利用停止(廃止)通知書」に改め、同条第3項</p>	<p>中「配食サービス」を「第1項の規定により配食サービス」に、「委託先の長」を「事業者」に、「配食サービス利用者停止(廃止)決定通知書」を「配食サービス利用停止(廃止)通知書」に改める。</p> <p>第8条を次のように改める。</p> <p>(利用内容の変更又は中止)</p> <p>第8条 配食サービスを利用する曜日若しくは事業者を変更し、又は配食サービスの利用の中止をしようとする場合は、利用者は配食サービス利用変更(中止)届(別記第7号様式)により市長に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定による届出による事業者の変更は、当該届出があった日の属する月の翌月から行うものとする。ただし、当該届出が月の25日(その日が奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「休日」という。))に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日)以後にあったときは、翌々月から変更することがある。</p> <p>3 前項の事業者の変更については、第5条第3項から第5項までの規定を準用する。</p> <p>第9条第1項第1号中「必要としない日できたときは」を「利用しない日があるときは」に、「2日前」を「前日の午後1時」に、「委託先の長」を「事業者」に改め、同項第3号中「清潔を保つために簡単に洗っておくこと」を「事業者の求めに応じ適切に処理すること」に改め、同条第2項中「ときは」の次に「、市長は」を加え、「の利用料」を「に規定する費用(市が支弁する費用を含む。))」に改める。</p> <p>第10条第1項中「委託先」を「事業者」に、「配食サービス」を「配食、当該利用者の安否の確認等」に改め、同条第2項中「として、1食につき450円を負担するものとする」を「相当分の金額を負担する」に改める。</p> <p>第11条を第15条とし、第10条の次に次の4条を加える。</p> <p>(報告)</p> <p>第11条 事業者は、配食サービスの利用状況について、市長に月1回報告するものとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、事業者は、配食サービスの運営上重大な事項が生じたときは、速やかに文書により市長に報告しなければならない。</p> <p>(記録簿の整理)</p> <p>第12条 事業者は、配食サービスの実施状況を明らかにするための記録、台帳、帳簿その他の必要な書類を整備し、配食サービスの利用が終了した日の属する年度の翌年度から5年間保存し、市長から求めがあったときは、これらを提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>(調査)</p> <p>第13条 市長は、必要に応じ、配食サービスの実施状況について、事業者に報告を求め、又は実地を調査することができる。</p> <p>(秘密の保持)</p> <p>第14条 事業者及び事業者の従事者(従事していた者も含む。)は、配食サービスの業務上知り得た事項を正当な理由なく他に漏らし、又は自己の利益のために使用し、若しく</p>
--	--

は不当な目的に使用してはならない。
2 事業者は、配食サービスの実施に当たり、奈良市個人情報保護条例（平成21年奈良市条例第51号）第11条第3

項の規定により、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
別記第1号様式中

配食を希望する曜日	月・火・水・木・金（週日） (希望曜日を○で囲んでください。)		
希望施設	①	②	③

を

配食を希望する曜日（曜日の昼又は夕の欄に○を記入してください。）	昼・夕選択制（1日1食）	月	火	水	木	金	土	日
	昼							
	夕							
希望事業者			弁当の種類					

に

「利用者の情報を各関係機関に提示すること」を「関係機関に対象者の情報を提供すること」に、「申込者」を「申請者」に改める。

別記第2号様式中「配食サービス利用決定通知書」を「配食サービス利用承認通知書」に、「申込者」を「対象者」に、「決定した」を「承認した」に、

利用開始日	年 月 日
配食日	月・火・水・木・金・土（週日） (○で囲んだ曜日)
指示事項	1 配食サービスを必要としない日ができるときは、その日の2日前までに へ連絡してください。 2 配食サービスを今後必要としなくなったときは、直ちに へ連絡してください。 3 食器類は、清潔を保つために簡単に洗ってください。

を

配食開始日	年 月 日以後
配食日	
指示事項	
連絡先	

に改める。

別記第3号様式中「申込者」を「対象者」に改め、「(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。」を削る。

「配食サービス利用承認通知書」に、「施設長」を「事業者」に、「配食サービスの利用者を次のとおり決定した」を「年 月 日付で申込みのあった配食サービスの利用については、次のとおり承認した」に、

別記第4号様式中「配食サービス利用者決定通知書」を

配食開始日	年 月 日以後
配食日	月・火・水・木・金・土（週日） (○で囲んだ曜日)

を

配食開始日	年 月 日以後
配食日	

に改める。

別記第5号様式中「(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。」を削る。

「施設長」を「事業者」に、「を決定した」を「とした」に改める。

別記第6号様式中「配食サービス利用者停止（廃止）決定通知書」を「配食サービス利用停止（廃止）通知書」に、

別記第7号様式中「配食サービス利用変更届」を「配食サービス利用変更（中止）届」に、「あて先」を「宛先」に、「変更」を「変更・中止」に、「利用日」を「配食日」に、

変更前	月・火・水・木・金 (週日)	変更後	月・火・水・木・金 (週日)	を
-----	-------------------	-----	-------------------	---

変更前	月	火	水	木	金	土	日	変更後	月	火	水	木	金	土	日	に、
	昼								昼							
夕								夕								

「利用施設」を「事業者」に、「変更理由」を「変更・中止理由」に改める。

附 則

(施行期日)

- この告示は、平成31年3月29日から施行する。
(経過措置)
- この告示による改正後の奈良市配食サービス事業実施要綱の規定は、平成31年4月分の配食サービスから適用し、平成31年3月分までの配食サービスについては、なお従前の例による。

(平成31年3月29日揭示済)

奈良市告示第159号

奈良市国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収猶予に関する取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年3月29日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収猶予に関する取扱要綱の一部を改正する告示

奈良市国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収猶予に関する取扱要綱(平成22年奈良市告示第160号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「100分の110」を「1000分の1155」に改め、同項第2号中「100分の110」を「1000分の1155」に、「100分の120」を「1000分の1260」に改め、同項第3号中「100分の120」を「1000分の1260」に、「100分の130」を「1000分の1365」に改める。

第7条第1項中「第22条第1項」を「第22条第2項」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この告示は、平成31年3月29日から施行し、この告示による改正後の奈良市国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収猶予に関する取扱要綱(以下「改正後の要綱」という。)の規定は、平成30年10月1日以後の一部負担金の減免等から適用する。

(平成30年10月1日から平成32年9月30日までの間における減免等に関する基準の特例)

- 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間の一部負担金に係る改正後の要綱第4条第1項の規定の適用については、同項第1号中「1000分の1155」とあるのは「885分の990」と、同項第2号中「1000分の1155」とあるのは「885分の990」と、「1000分の1260」とあるのは「1000

分の1220」と、同項第3号中「1000分の1260」とあるのは「1000分の1220」と、「1000分の1365」とあるのは、「1000分の1320」とする。

- 平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間の一部負担金に係る改正後の要綱第4条第1項の規定の適用については、同項第1号中「1000分の1155」とあるのは「870分の990」と、同項第2号中「1000分の1155」とあるのは「870分の990」と、「1000分の1260」とあるのは「1000分の1240」と、同項第3号中「1000分の1260」とあるのは「1000分の1240」と、「1000分の1365」とあるのは「1000分の1340」とする。

(平成31年3月29日揭示済)

奈良市告示第160号

奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係規程の整備に関する告示を次のように定める。

平成31年3月31日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係規程の整備に関する告示

(奈良市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等閲覧規程の一部改正)

第1条 奈良市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等閲覧規程(平成14年奈良市告示第139号)の一部を次のように改正する。

第2条中「総合政策部行政経営課」を「総務部法務ガバナンス課」に改める。

(奈良市サービス付き高齢者向け住宅登録簿閲覧規程の一部改正)

第2条 奈良市サービス付き高齢者向け住宅登録簿閲覧規程(平成23年奈良市告示第676号)の一部を次のように改正する。

第2条中「市民生活部」を「都市整備部」に改める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(平成31年3月31日揭示済)

正 誤

平成29年10月24日付け奈良市公報第344号

ページ	誤	正
16	第1号様式(第4条関係)	第1号様式(第3条関係)

第2号様式(第4 条関係)	第2号様式(第3 条関係)
------------------	------------------

平成30年6月1日付け奈良市公報第355号

ページ	段	行	誤	正
1	左	20	一部の改正	一部を改正する告示